

1. 議事日程（第3日目）

（平成19年度安芸高田市予算審査特別委員会）

平成19年 3月14日
午前10時00分 開議
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

（1）議案第40号 平成19年度安芸高田市一般会計予算

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（20名）

委員	川 角 一 郎	委員	塚 本 近
委員	明 木 一 悦	委員	秋 田 雅 朝
委員	田 中 常 洋	委員	加 藤 英 伸
委員	赤 川 三 郎	委員	松 村 ユキミ
委員	熊 高 昌 三	委員	藤 井 昌 之
委員	青 原 敏 治	委員	金 行 哲 昭
委員	杉 原 洋	委員	入 本 和 男
委員	山 本 三 郎	委員	今 村 義 照
委員	玉 川 祐 光	委員	岡 田 正 信
委員	亀 岡 等	委員	渡 辺 義 則

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名（26名）

市 長	児 玉 更太郎	副 市 長	増 元 正 信
副 市 長	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
市 民 部 長	杉 山 俊 之	財 政 課 長	垣野内 壯
市民生活課長	佐々木 亮	税 務 課 長	山 本 数 博
税務課担当課長	西 本 博 昭	人 権 推 進 課 長	毛 利 宣 生
収 納 係 長	野 村 政 彦	資 産 税 係 長	大 崎 小 夜 子
戸 籍 住 民 係 長	野 川 栄 治	環 境 衛 生 係 長	玉 本 賢 壯
人 権 推 進 係 長	中 田 義 和	吉 田 人 権 会 館 係 長	柿 田 治 宣
八 千 代 支 所 長	平 下 和 夫	八 千 代 支 所 市 民 生 活 課 長	乗 田 省 三

美土里支所長	立川堯彦	美土里支所市民生活課長	宮本八郎
高宮支所長	猪掛智則	高宮支所市民生活課長	岩崎猛
甲田支所長	穴戸邦夫	甲田支所市民生活課長	深本正博
向原支所長	益田博志	向原支所市民生活課長	田口茂利

5. 職務のため出席した事務局の職氏名（2名）

事務局長	増本義宣	総務係専門員	新谷洋子
------	------	--------	------



午前10時00分 開議

○川角委員長

皆さん、おはようございます。

前日に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席委員は20名でございます。定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりでございます。

議案第40号、平成19年度安芸高田市一般会計予算のうち、市民部にかかわる部分を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

杉山市民部長。

○杉山市民部長

おはようございます。

それでは、平成19年度の市民部におきます一般会計の概要につきまして、私の方から説明を申し上げさせていただきます。

新年度の予算の編成につきましては、本年度の市長の予算編成方針に基づきまして、予算計上をしておるところでございます。

歳入につきましては、主なる一般財源といたしましては、市税、使用料、手数料、諸収入が主なものでございます。

平成19年度安芸高田市予算書の10ページをご覧いただきたいと思えます。

市税総額といたしましては、37億1,883万7,000円でございます。前年度が32億1,842万2,000円で、比較をいたしますと、5億41万5,000円の増加としております。率にいたしまして、前年度より15.5%の伸びを見込んでおるところでございます。

内訳は、市民税が16億1,750万円、前年度が11億8,770万円、比較して4億2,980万円の増としております。要因といたしましては、国からの税源移譲が主な理由であります。

次に、固定資産税ですが、17億7,260万円、前年度が17億480万円、比較して6,780万円の増としております。要因といたしましては、地目の移動や家屋の増改築の増加、企業等の景気回復による設備投資の増加等を見込んでおるところでございます。

次に、11ページ、たばこ税でございますが、1億9,200万円、前年度が1億8,800万円、比較いたしまして400万円の増加となり、要因は、18年度の税改正による引き上げによるものとなっております。

次に、軽自動車税、入湯税につきましては、若干増加したり、減額ということで、横ばい状況でございます。

それから、税等の滞納整理等につきましては、公平・公正の原則を基本に取り組んでいるところでございますが、ご承知のように、16年度から税等滞納整理対策本部が設置されまして、18年度からは税務課へ滞納整理担当課長ということで配置をし、機構的、また組織強化がされ、取り組んでいるところでございます。

それから、33ページをお願いいたします。

諸収入の関係ですが、貸付金のございます。住宅新築資金貸付金元利収入が主なものですが、この元利収入につきましては、貸付金の件数等も減少しているところで、対前年度が減額しているものでございませう。滞納分につきましても、市税と同様、対策本部とあわせて回収に努力しているところであります。しかし、最長25年間という長期にわたるため、また経済の低迷化、債権者及び保証人の高齢化などが徴収の苦慮している原因となっているのが現状でございます。

次に、歳出ですが、委員会提出資料の19年度当初予算説明資料11ページ及び12ページをご覧いただきたいと思ひます。表が青い表紙になっている説明資料です。

11ページに掲げておりますように、左側が担当する課、それから款、項、目、事業名、事業費、事業概要、それと予算書のページで、どこに載っておるかというページが書いてあります。

最初に、戸籍住民基本台帳費の関係でございます。1,046万円を計上させていただいております。これは通常の、毎年行っております戸籍住民関係の届け出処理事務等で、今回、新規といたしまして、旅券事務を19年の6月4日から、県の事務移譲によります新規事業が入っております。その備品購入等の経費を組んでおります。

それから、次に国民年金の事務費関係ですが、26万円、資格取得の届け出受付等の経費です。

それから、環境衛生総務管理費として1,428万円、この事業につきましても、例年やっております狂犬病の予防対策、河川の水質調査、ごみの不法投棄の防止対策と家庭用ごみ処理器の補助、リサイクル推進補助、ごみステーション設置補助等の経費です。

それから、その次に火葬場一般管理費ですが、116万1,000円、市内4カ所分の電気代等です。

それから、その次に、4カ所の火葬場の経費をそれぞれ組ませていただいております。吉田町、八千代町で利用していただいております蓬萊苑の経費が907万2,000円、主なものは業務委託料でございます。

それから、その次が光台苑でございます。940万円、これは美土里町及び高宮町で利用をいただいております。その委託料が816万円ということだす。

それから、その下が甲田火葬場、457万2,000円、これも同じくでございます。

次に、12ページを開いていただきたいと思ひます。

同じく火葬場の流雲閣の経費です。これは向原町で、745万5,000円。

それから、その下の塵芥処理事業3億6,000万円、これは芸北広域環境施設組合の負担金です。

それから、税務課関係ですが、市税の還付金が900万円、これは法人税等確定・修正申告に伴う還付金の経費です。

それから、その下の税務管理費で、572万4,000円、住民税の今やっておりますような申告受付、整理事務等の経費です。

それから、賦課徴収費で1,896万6,000円、これは納付書の印刷、市民税申告データ入力業務委託等賦課徴収経費です。

それから、固定資産税適正化事業で7,945万9,000円、これは17年度からやっております土地の課税の適正化を図るための経費でございまして、21年度の評価替えに向けての準備作業等の経費です。本年度、19年度は吉田、美土里の現地調査を行う経費を計上させていただいております。

それから、その次が人権推進課の関係ですが、人権推進事業費2,987万9,000円、これは人権啓発、男女共同参画、青少年育成、住宅資金償還事業です。

それから、その下の人権会館の一般管理費382万8,000円、これは会館の電気電話料を計上させていただいております。

それから、人権会館費2,890万7,000円、これは人権会館の運営費でございまして、5館分の経費です。相談事業、啓発・広報、地域交流、地域福祉事業として計上をさせていただいております。

以上が、歳出の主なものです。

それから、行政改革関係につきましては、この19年度の補助金の整理合理化につきましては、18年の10月18日に懇話会の会長より答申を受けまして、市民部所管の13団体と協議をした結果、廃止した団体が3団体、減額した団体が8団体、現状維持団体が2団体となっております。

それから、事務事業の見直し等につきましては、納税組合制度の廃止を19年度から廃止をさせていただくことにしております、それから前納報奨金制度の廃止を20年度から廃止するよう、今回の議会に提案をさせていただいているところです。

それから、収納率向上のためのコンビニ収納等につきましては、現在、会計課、電算室、水道課、下水道課等で協議しておりますが、電算処理システムの更新にあわせて取り組みを考えていきたいというふうに考えておるところです。

以上で、市民部の概要について説明を終わります、詳細につきましては、各担当課長より説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○川角委員長 続いて、説明を求めます。

佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長 おはようございます。

詳細説明ですが、歳入におきましては、予算書で説明させていただきます。歳出につきましては、お配りしました説明書の補足説明等をさせていただきます。

市民部の市民生活課におきましては、平成19年度戸籍住民係、環境衛生係におきましては、19年度で8件の広島県の事務移譲が入っております。また、来年度におきましては、環境衛生の方で11件の事務移譲が

入る予定になっております。

その中で、本庁・支所等におきましても、その対応につきましては、親切・丁寧な対応をより一層心がけることが、まず、第一としてまいっていきたいと思っております。

まず、歳入の方から説明させていただきますが、予算書の18ページをお願いします。

18ページの13款の使用料及び手数料の一番上のところですが、保健衛生使用料の説明の欄、火葬場使用料につきまして、使用料、各その後の手数料とも16年度の実績、17年度の実績、それから平成18年度の見込みを推計したもので、19年度においては計上しております。火葬場使用料が4カ所の合計で、1,281万円の計上をしております。同じく18ページの下の欄に、13款使用料及び手数料、2項の手数料、総務手数料がございますが、その説明欄の中の2段目ですが、臨時ナンバーの手数料、これも先ほど言いましたように、過去の実績と18年度の流れを考えて推計をさせていただきます。1件750円の440件で、33万円を計上させていただきます。

続きまして、19ページですが、3節の戸籍住民基本台帳手数料でございます。戸籍の手数料、一番右の説明欄のところで書いておりますが、戸籍の手数料が1,264万5,000円、住民票の手数料が490万円、印鑑登録の手数料が455万円、その他証明手数料が157万5,000円、計2,367万円の計上をしております。

続きまして、その下の衛生の手数料ですが、細節の保健衛生手数料のところ、説明欄、一番上の狂犬病予防事業手数料でございます。202万8,000円計上しております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

22ページの14款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金の2節の戸籍住民基本台帳費委託金ですが、外国人登録事務委託金といたしまして、92万円を計上しております。そのすぐ下の民生費委託金の1節の社会福祉費委託金の国民年金事務費委託金440万5,000円を計上しております。

それでは、26ページをお願いします。

2番目の欄と言いますか、その15款県支出金、3項委託金、1目の総務費委託金ですが、これは厚生統計調査委託金、人口統計、これは県の転入転出に対する人口移動の統計調査の委託金です。3万7,000円を計上しております。

以上で、市民生活課の関係の歳入について終わらせていただきます。

続きまして、歳出ですが、説明資料の11ページをお願いします。

先ほど部長の方で、住民基本台帳費につきましての説明でありましたので、詳細と言いますか、補足的な説明をさせていただきます。

まずは、旅券事務というものが、委託が6月4日から行うようになりますが、その備品購入のIC旅券用機器というのがございます。これは、こちらを見ていただければいいんですが、これ、パスポートでございま

す。このパスポートが5年と10年になっておりますが、このICというものが、このパスポートの中に1枚分、ICチップの入ったものがIC旅券という形になります。その中には、これ、遠くて申しわけないですが、皆さん持っておられると思いますが、その中で、まず、顔が入っているところがございます。それから住所、氏名、性別、生年月日というものがあります。これがICチップの中に、またそのまま組み込まれます。そのICチップの分を暗証番号等で機器を読み取らせて、それが同じようなものが出るという形になるそうです。それによりまして、この紙においての偽造を防止し、それでICチップの読み取りとこれによって、入国入出の分で個人を確定するという形のものになってくると思います。県から来たものをお渡しする事務が今度申請プラスで入ってまいります。その備品購入等におきましての、IC機器等で、113万9,000円というものを計上させていただきました。

その他、環境衛生総務管理費ですが、19年度におきましては、狂犬病予防、ごみの不法投棄の抑制及び再利用を推進する3Rの推進を重点行動としております。また、将来の環境に対する基本的な計画の策定のため、現状の水質や悪臭等の検査に係る費用を計上しております。また、これを続けることによりまして、人口増加政策にかかわる環境基盤整備の一端として、それを大いに利活用し、それを仕上げていく、第一歩として、ずっと続けております。

負担金補助及び交付金は、ごみの減量化の資源化を推進するために家庭用の生ごみ処理購入補助を85台分、170万円、古紙・アルミ缶及びスチール缶の団体によるリサイクル活動に対して、リサイクル推進補助金として421万3,000円、ごみステーション設置補助金といたしまして6台分、24万円を計上しております。

以下、火葬場一般管理費、各火葬場の施設の予算及び主な項目、塵芥処理事業にいたしましては、さきに部長の方の説明がありましたので、私の方の説明を終わらせていただきます。

○川角委員長

山本税務課長。

○山本税務課長

税務課の歳入歳出について説明をさせていただきます。

予算書の10ページ、11ページをご覧くださいんですが、先ほど部長が主だったことを説明いたしましたので、詳細について若干説明していきます。

10ページの市税で、目の個人住民税ですが、本年度12億9,890万円、前年度と比較いたしまして、3億7,390万円増額といたしました。これは、主な原因は、市民税の税率が改正されまして、約3億5,000万円ぐらいがその影響を受けております。定率減税が本年度から廃止になりましたので、それらの増加分がそれに加わったということでもあります。

次に、法人税ですが、3億1,860万円、これは前年度に比較いたしまして、5,590万円増額といたしました。これは、法人の経営状態が決算的にいい結果が18年度出ておりまして、新聞報道でまだまだこれが続くと、

いうことを聞いておりますので、5,590万円はそれらの影響でふえるというふうに予測いたしました。

次に、固定資産税ですが、本年度17億7,260万円、前年度と比較しまして6,780万円増額といたしました。これは、先ほど部長が申しましたように、土地の移動であります、田を宅地にしたり、畑を宅地にしたり、宅地化になっていく部分の見込みごとに、負担水準というのがありますが、今まで1.025%を掛けて、評価額に近づけるといので課税標準額を算出しておりましたが、これをもう1.025ではなくて、1.05%を掛けて上昇させると、こういうことに本年度からなりました。それらの影響で増額を見ておるといことでもあります。

家屋の新築と償却資産は、今の景気動向から、機械への投資ということが考えられますので、これは18年の償却資産の申告を見て、その結果で増額をさせていただいたものであります。

次に、国有資産等所在市町村交付金であります、100万円ばかり減額になりました。これは土師ダムの関係の負担金が減ってきております。これは償却資産の関係で減ってきたものというふうにしております。

次に、軽自動車税であります、8,860万円で、前年度と比較して100万円増加としております。これは、軽四の乗用車の普及が全国的にも増加の傾向にありまして、100台余り、18年中でふえております。それらの見込みで100万円ほどふやしております。

次に、市町村たばこ税であります、1億9,200万円、前年度と比較して400万円増加であります、これはたばこ税の税率の改正の影響であります。

次に、入湯税であります、本年度2,790万円、前年と比較いたしまして、110万円の減であります、これは若干入場者が減っており、月に100人くらいは減ってきておりまして、湯治村が改修されたので、その影響で減らないということもあるかもしれませんが、傾向を見まして減額とさせていただきました。

続きまして、18ページをご覧いただきたいんですが、18ページの下の子になりますけど、13款使用料及び手数料、目の1、総務手数料であります、節の欄の2の徴税手数料であります。223万1,000円、これは窓口での証明書交付手数料、公簿閲覧手数料であります。これはこの3年間の実績に基づいて上げさせていただきました。

次に、26ページをご覧いただきたいんですが、26ページの15款の県支出金の欄ですが、目の1、総務費委託金、節の2の徴税費委託金6,160万円を計上させていただきました。これは、個人県民税の徴収取扱費の交付金であります。これは、増額となっておりますが、今までは徴収金額に率を掛けて交付を受けておりましたが、今度は取り扱い件数1件当たり4,000円ということで、交付を受けるようになりました。で、6,160万円を計上させていただきました。

次に、32ページをご覧いただきたいんですが、一番上の子の20款の諸

収入になりますが、目の1の延滞金、本年度50万円、前年度50万円ということで、延滞金を組まさせていただきます。

歳入については、主なものは以上であります。

歳出につきましては、先ほど部長が説明したとおりであります。補足させていただきますと、当初予算の説明資料の12ページになります。固定資産税適正化事業であります。21年度の評価替えに向けまして、標準宅地路線価の鑑定評価を本年度行わなくてはなりません。それに加えまして、17年から現地調査をしております宅地・雑種地の調査を本年度は吉田・美土里を行う予定であります。

以上であります。

○川角委員長 毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長 人権推進課関係の予算説明を行います。歳入歳出とも予算書に基づきましてご説明申し上げます。

23ページをお開きください。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金1億2,969万7,000円のうち、隣保館運営費等補助金2,872万5,000円、これは市内の人権会館等の運営費でございます。

続きまして、その下にございます住宅新築資金等貸付助成事業費補助金339万8,000円、これは昭和58年から61年の間、起債の借上利率と借受者への貸付利率の差額分を補てん、補助金としていただくものです。

24ページをお開きください。

住宅新築資金等貸付助成事業償還推進助成費補助金84万9,000円、これは償還事務費の補助金です。

続いて、26ページに入ります。

3項の委託金、それから2目の民生費委託金、一番下の欄でございますけれども、社会福祉費委託金、1節66万6,000円のうち、図書類の自販機等の立入調査委託金14万6,000円です。これは、昨年度から県からの事務移譲となっている委託金です。

32ページをお開きください。

20款の諸収入、3項の貸付金元利収入、1目の住宅新築資金貸付元利収入3,880万5,000円、前年対比313万4,000円の減額としております。貸付金の歳入見込みにつきましては、いずれの貸付資金とも前年度の調定額並びに収納実績見込みを参考に積算しております。1節の住宅新築資金貸付金、現年度分元利収入2,309万9,000円、現年度分は前年度より調定対象者が減少しております。122件から105件、17件減になっておりますけれども、それによりまして調定額も下がりまして、前年度より383万9,000円の減で見込んでおります。2節の住宅新築資金貸付金滞納繰越分元利収入1,570万5,000円、滞納繰越分につきましては、前年度とほぼ同額で見込んでおります。3節の繰上償還金につきましては、存目としております。

33ページに入ります。

2目結婚支度資金貸付金元利収入63万2,000円、昨年対比、ほぼ同額で計上しております。1節の結婚支度資金貸付金現年度分元利収入28万5,000円。それから、2節の結婚支度資金貸付金滞納繰越分元利収入34万7,000円。

それから、3目の世帯厚生資金貸付金元利収入8万2,000円を計上しております。

歳入の説明を終わらせていただきまして、歳出の方に移らせていただきます。53ページをお開きください。

3款の民生費、1項の社会福祉費、6目の人権推進費2,987万9,000円を計上し、昨年対比52.6%減の3,322万3,000円の減で見込んでおります。減額の主なものは、昨年、甲田の人権会館の改修工事が終了したことと、扶助費にかかわります、昨年度まで5項目の援護資金を支出してございましたけれども、新年度は高齢者援護資金のみの給付としたこと、また市単独補助金につきましては、部長が説明しましたように、行政改革推進懇話会の答申を受けて、補助金を見直しを図る中で、補助団体と協議を行い、減額したことが主な原因です。

事業内容でございますけれども、一般啓発の推進事業、男女共同参画推進事業、青少年育成事業の三つの大きな所掌事務にかかわりまして、主な事業内容でございますけれども、人権啓発、青少年育成にかかわります懸垂幕の作成、新庁舎も秋にはでき上がりますし、そこらへの啓発ということで63万円を需用費に計上しております。

それから、人権フェスタ等の事業委託100万円、これは委託費に計上しております。内容につきましては、人権フェスタの実施、あるいはまた人権展、街頭啓発、映画上映等の内容でございます。

それから、人権週間並びに啓発月刊の講演会、また研修会の講師委託160万円、同じように委託費に計上しておりますけれども、人権問題の内容とか、男女共同参画、青少年育成等の事業推進に充てるように予算化しております。

それから、青少年育成プランの業務費327万円をそれぞれの費目に計上しております。策定委員の報酬42万円を報酬に計上しており、アドバイザーの報償費15万円を報償費に計上しております。それから策定業務委託料270万円を委託費に計上しております。

補助金関係につきましては、単市の団体補助金の青少年育成市民会議補助ほか5団体への助成金856万円を計上しております。

また、扶助費につきましては、先ほども説明いたしましたように、今年度限りとなる高齢者援護資金1,080万円を計上しております。

それから、もう一つの人権推進課の大きな所掌事務でございます住宅資金の償還につきましては、住宅新築資金等貸付金償還金の債権回収事務取扱基準に基づきまして、債権回収に努めておるところですが、債権回収にかかわる基本事項を定めまして、滞納の状況によりまして、7段階に分類して、各段階に応じ文書の催告とか電話催告、あるいはまた個

別の訪問徴収等によりまして、新年度も償還に鋭意努めてまいり所存です。内容的には、昭和44年から平成8年度まで貸し付けを行っており、償還期間が最長25年というように長期にわたっており、非常に経済の低迷とか、あるいは高齢者等、国民年金の収入しかないような方もかなりおられます。そういう厳しい経済状態に陥るなど、現在、回収が非常に極めて困難な部分もございますけれども、先ほど申しましたように、滞納を7区分のそうした状況を踏まえて、償還に努めてまいろうと思っております。

経費としましては、9節の旅費、需用費に県への出張とか、事務消耗品、研修会の指導代等を7万円計上しておりますし、委託費では顧問弁護士への相談料を20万円予算化しております。

続きまして、7目の人権会館費でございますけれども、6,584万5,000円を計上し、昨年対比21%減の1,367万9,000円を減額としております。この減額の主なものは、一般職員の退職に伴いまして、5名が4名ということで、1名の減になります。人件費分が約990万円減額しておりますし、市内の人権相談員を5名から3名に縮小いたします。それら報償費、報酬として480万円、旅費として78万円を減額しております。1人の人権相談員が2町を新年度では担当することといたしております。事業内容といたしましては、市民の生活、健康、教育相談を初め、啓発広報活動、地域交流並びに地域福祉等の事業です。

一般職員の人件費分、給料、職員手当等共済費に3,311万円を計上し、5款の人権会館の電気・電話代・一般管理費382万8,000円、同じく5款分の人権会館の運営費2,890万7,000円を予算化しております。

以上で、人権推進課の予算説明を終了させていただきます。

○川角委員長 それでは、要点の説明を終わりました、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

明木委員。

○明木委員 最初の部長の説明で、滞納整理をするための、これはちょっと聞き漏らしましたが、委員会でよかったんですか。そこを設置してやられているということとして判断してよろしいですか。

○川角委員長 答弁を求めます。

杉山市民部長。

○杉山市民部長 最初に、税等の滞納整理につきましては、市民税関係と各関係部局すべての対策本部ということが16年度設置されまして、18年度からは税務課の中へ滞納整理担当課長という制度が導入され、強化されてきているところですが、これは税務課の収納担当の総括並びに市全体の滞納整理等の取り組みについての事務局としての業務を担当しておることと、説明をさせていただいたところです。

○川角委員長 明木委員。

○明木委員 徴収向上に当たって、そういう担当課長を設けられて、戸別訪問とか夜間訪問、休日の納税相談に取り組まれていると思いますけど、実際に

滞納者との距離が非常に近いのではないかなと感じられて、徴収も難しいのではないかなというふうに感じます。

そこで、今、自治法的には滞納整理機構というものを設けることができるようになってきていると思いますが、そのあたり、今回のこの担当課長を置いたというのは、その辺の自治法と比べた場合に、そういう機構になっているのか。それともただ、これは単に市として、別にそういうものを単独でやられている、担当課長だけ置いてやられているのか、そのあたりをお聞きします。

○川角委員長 答弁を求めます。

杉山市民部長。

○杉山市民部長 この滞納問題につきましては、いろいろと一般質問等もいただき、その都度、答弁させていただいておりますけど、滞納整理機構という、今、質問の中で出たわけですが、対策本部全体の事務局をする業務とあわせて、税務課の滞納等を集金する業務を兼務でやっておるという業務でございまして、全体の滞納整理の研修会への開催とか、差し押さえ、あるいはいろんな裁判、差し押さえに伴う、そういう法的な問題とか、そういうことを主に調査研究しながら、指導もしている部署です。

○川角委員長 明木委員。

○明木委員 確かに、これは地方自治法に基づいた、特別地方公共団体ということで整備することができるわけなんですね。それは、差し押さえなんかの滞納処分を前提とした整備を進めていくことを目的としたものだと思いますが、今言われたように、実際に本部で対応されているということなんですけど、本当にそういうのが身近にいるということで、非常に厳しいのではないかなということも考えますが、そのあたりが問題なく進められているのかお聞きしたいと思うんです。

そういう機構ができれば、本当に、実際に例えば元警察官の方とか、弁護士とか、顧問を置いてでも、そういうことができると思いますが、そのあたりは困難性とかが差し押さえについて、ないのかどうかということをお伺いします。

○川角委員長 答弁を求めます。

杉山市民部長。

○杉山市民部長 最初の質問のときに、機構ということでございますが、これは自治法で言うものではなく、市独自のものがございます。

それと、滞納者との、余り関係が近過ぎるのではないかという疑問のご質問ですが、現在、差し押さえ等積極的にやっておりますし、17年度より18年度、今現在でも多数のそういう業務をやっております。詳細については、担当の方から説明させていただきます。

○川角委員長 野村収納係長。

○野村収納係長 現在の滞納整理の方針、それから収納対策の取り組みの状況について説明をいたします。

まず、対策ですが、合併後の新市としての取り組みについては、平成

16、17年度に、新市として公平に長く責任をいかに果たせるかということから、旧町時代の資料の点検、これは納付年月日ですとか、納付の金額と納付履歴、それから分割納付の誓約書があるかないか、納付交渉記事の有無、その内容、それから交付要求等の終結に至ったものか、または継続中のものか。こういったものを徴収活動のためのリストということで、チェックをいたしました。これを最優先に実施したところです。

それから、安芸高田市になってから、どういう徴収の方針でいくかということ考えた結果、最終的には差し押さえが目的ではなくて、あくまでも自主納付をしていただくということが目的であります。そのための一つの手法として、差し押さえをやっていくということでありまして、正直に納期限内に完納した者との間で税負担の不公平が生じないような、そのためにも滞納者宅を戸別に出向いて面談するというので、自主納付の動機付けに近づく活動を現在も継続しております。

また、具体的対策として、かつてない新規の滞納者発生未然防止といたしましては、その都度、効率的な対応を実施するように、滞納者が転出される場合、また国保の資格喪失の手続等に来庁されましたときに、窓口担当者用マニュアルを作成いたしましたして、滞納者対策を実施しております。

具体的な滞納対策として欠かせない、現在の新規滞納者の未然防止ということで、納期限内納付を最優先させ、滞納累積に陥らないようにするという、そういうことで担当者、各職員同士で連携をとって、現在、その賦課担当者等をも、この収納が指導しております。

さらに、滞納整理を実施する上で、最も重要視しておりますのが、滞納者の実態調査であります。滞納者の住所、財産、それから納付能力について、本当に払えるのか、払えんのか。そこをまず調査をするということで、滞納者の滞納原因、納付意思があるかないか。所有財産有無、実情把握をすることで、タイムリーな差し押さえ等の処分、滞納整理を実施するような資料、データの集積に全力を挙げております。

それから、滞納処分の強化、これ、皆さんが一番聞かれるところでもありますし、一番、ここをよく見てくださるところであります。税の公平性の確保の面で一番大きな問題として指摘されます納付意思のない、悪質な滞納者に対しては、市になってからは、絶対に納付意思を示さなければ処分されるということを知っていただくためにも、必ず払わなければ差し押さえを執行するというので、現在も取り組んでおります。今後とも毅然とした強い姿勢で、公平性を保つ意味からも、正直者がばかを見ないような、我々自身が正義感を持って滞納整理を進めてまいります。

それから、滞納処分の得策、これ、手法の一つとしまして、差し押さえ財産の選定に新たに自動車の差し押さえを執行するために、合併直後から収納係内で研究を行いました。平成17年度で県と協議を進め、18年10月からは、広島県それから広島県から派遣をされた竹原市、この三つ

のところで同時に滞納者の自動車のタイヤを特殊な器具でロックする差し押さえを導入いたしました。おかげさまで、安芸高田が発信をしまして、県内でも至るところ、または国内でもかなりの市でも実施したいということで、我々のところに問い合わせが来ております。いいことだというふうに感じております。

現在までに、この差し押さえの内容につきましては、生命保険、それから宅地建物取引業弁済業務保証金、出資金等の無体財産、それから岩国市の米軍の空軍基地に勤務する者の給料、そういったものの特殊なものの差し押さえを先進的に行っておりまして、県からも高い評価を現在もいただいております。これからもさらに研究し、知恵を出し合いながら、収納率の向上、滞納者対策を効率的・効果的な取り組みを継続することで、税債権の回収に努力する所存であります。

ちなみに、16年度差し押さえ件数20件、交付要求20件、合計で40件の滞納処分を行う。滞納処分による徴収金額は、16年度で107万8,000円ぐらいでございました。17年度については、差し押さえ件数21件、交付要求が40件、合計で61件、滞納処分における徴収が174万円でございました。18年度現在では、差し押さえ件数39件、交付要求が36件、合計で75件の処分を行っております。処分における徴収金額が1けた多く、1,300万円、これを徴収をしております。

それから、特筆としましては、差し押さえ解除件数、これは交付要求については事件が終了したもの、この中では配当があったもの、差し押さえについては、差し押さえしたことにより、自主納付があった等で解除するものですが、連合からの引継ぎ件数を含めて、16年度は解除件数が19件、17年度では44件、今年度、18年度では83件の解除をしておるということで、これだけの解決が見られたということで、ご判断いただきたいと思っております。

以上が、主な取り組みについてご説明をいたしました。

○川角委員長

続いて、明木委員。

○明木委員

どうもありがとうございました。非常に頑張っていたいただいているということがよくわかりました。

それであれば、ことしの目標値を教えてください。

○川角委員長

答弁を求めます。

山本税務課長。

○山本税務課長

お答えします。

昨年度、17年度の決算で19%の徴収率でした、滞納。これではいけないので、一般税におきましては、26%の目標を立てまして、それぞれ税目によっては率が違いますが、平均で26%目標にしております。

市民税では、24%になります。法人では40%、固定資産税が26%、軽自動車税は36.6%を目標にしようと。要は、過去16、17、18は、14年度の6町が集めた滞納総額を目標にして、それを下回らないようにしようというので予算をしております。本年度は、それではいけない、それよ

りも金額は少ないですが、それより下回らないような予算措置をしようということで、金額的には120万円の増ということになります。

以上であります。

○川角委員長 それでは、ここで11時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長 再開をいたします。

ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 予算書の53ページの人権会館費の中の人権会館運営費の中で、いろいろ吉田の人権会館とか、八千代の福祉センター、高宮人権会館とか、いろいろありますが、昨年対比で21%の減額予算と説明を受けまして、その中でちょっと聞いてみたいのは、昨年の人権会館運営費を見ましたときに、高宮人権会館が昨年よりちょっと、168万1,000円ぐらい増だろうと思いますが、それはどこか会館を改修するとか、何か原因があるのか、お聞きしたいと思いますが。

それと、人権啓発団体補助金がいろいろなもの出ていますが、向原町は人権対策協議会というところへ補助金を毎年いただいてやっていますが、この吉田町人権啓発推進町民会議とか、世界人権宣言高宮実行委員会、世界人権宣言甲田町実行委員会とか、いろいろ団体補助金が出ていますが、向原町の人権対策協議会というものは、大体、他の5町とはちょっと位置づけが違った団体として扱っていただいていると思うんですよ。そうした中で、今申し上げました補助金、団体補助金のこの公平性を持った予算額の減をされておるかどうかということをお聞きしますが、一応、向原町の方の団体、人権対策協議会は、一応、ご承知のように年度の最後に余れば返還するというような一つの補助団体でもありますし、この向原町の団体補助金の位置づけというものがよそよりちょっと違いますので、そこらを十分検討されての、この補助金の減額を考えてこられているのか。特に、毎年、向原のこの人権対策協議会するときには、増元副市長もおいでいただきまして、それで向原町のこの人権対策協議会は、ちょっと他町とは違うんだという認識のもとに、いつもいろんな関係について、他とは違った考え方で対応をしていかななくてはいけないというような気持ちは持っておるといような、いつも答弁をいただいておりますが、そこらを考えたときに、今申し上げましたものと大体公平性と考えてやられとるかということもお聞きしたいと思います。

以上、その点、先にお伺いいたします。

○川角委員長 答弁を求めます。

毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長 高宮人権会館の運営費の増につきましては、正規職員、一般職員が1

名減になります。先ほど説明したとおりでございます。それに伴いまして、事務者といたしまして、13款の委託料の中に人的な派遣委託料として、委託分を191万6,000円計上しております。それらが大きな要因でございます。

それから、向原町の人権対策協議会につきます補助金につきましては、先ほど来から説明させていただきましたとおり、単独団体の補助金につきましては、6億5,000万円程度あるものを半減するというので、17年、18年、1割カットで取り組み、また新年度におきましては、行政改革の推進懇話会の答申を受けて、各団体との協議を踏まえて、そして減額に努めるということで、大枠では若干の減となっております。

しかし、向原の人権対策の協議会というのは、行政機関としての位置づけというような中で、今後も非常に官民一体となった人権啓発を進めていく機関として、担当課としても位置づけておりますし、吉田人権会館あるいはまた高宮、甲田等がございます人権啓発推進の町民会議とか、世界人権宣言の町民会議等ございます。そこらの分も連帯しながら、やはり行政としては啓発をする中心的な、革新的な団体というような、そういうような位置づけで、減額にはなっておりますけれども、5%程度の減になっているとは思いますが、今後、そうした形での力を発揮していただきたいと思っております。

以上です。

○川角委員長 ほかに質疑ございますか。

山本委員。

○山本委員 今、説明を聞きましたが、いろいろな人権を啓発しなくてはいけないというのは、十分、そのやり方はあると思いますが、ご承知のように、向原町には人権会館とか隣保館はない中で、支所が人権啓発の市民課の方でそれを仕切ってやっておるということで、全体的にこの費用を見たときには、やはり他町もやっぱり向原町にならったような方向へされると、随分これ、予算面でも私は変わってくると思うんです。そういう考え方をなぜできないのかなと私は思うんですが、今、先ほど課長も申されましたように、官民一体がこのことに取り組んでやるということで、ご承知のように向原町にも人権啓発でいろいろな講師を雇って、若者センターでやり、その成果というものは、十分あらわれておりますね。特に、若者センターの会館へ入れん、入場できないぐらいいっぱい人が集まっていた。それには、その設備の、腰かけなどの設備が足りないということで、いろいろな工夫をしながらやって、非常に向原町は、昨年度は178万2,000円の予算の中で、十分この人権啓発をさせていただいておるという経緯があります。

そうしたことを考えますと、やはり他町も何か向原方式に似たような考え方で、支所が十分対応できるようなところがあるのではないかと思いますよ。そういう点も、今からの私は改革をしていく、一つの要素の一端があるのではないかと思います、どうでしょうか。

○川角委員長 答弁を求めます。

毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長 向原町の場合は、そうした啓発の施設と言いますか、拠点がないということで、そうしたような官民一体となった人権対策協議会を設置されて、行政機関として、あるいはまた一面では人権啓発団体というような形で、さまざまな団体とも連帯をしながら、啓発活動に当たられているところでございます。

今後、人権啓発を進めるに当たっては、先ほどもお話をさせてもらったように、啓発団体であれば、各町にある、そうした団体をやはり一元化して、一本化してから、市全体のそうした啓発団体として市民にすそ野を広げて、市民と一体となるような啓発の方向というものも、今、実施しているところでありますし、そうした行革の答申も受けて、団体への一本化も図っていきたいと思います。

ただ、向原町の場合は、そういうふうに体制がないという部分の中では、今後、全体的な啓発というような面から、検討していきたいと思っております。

○川角委員長 続いて質疑をいただきます。

亀岡委員。

○亀岡委員 言うまでもなく滞納の整理というのは、財政運用上からも、極めて重要なことであって、そういうことで大変ご努力をいただいているわけですが、考えますに、この滞納額、申し上げますように、大きな努力をいただきながらも、依然として、なかなかこれが解消してこないということの中で、いま一つは、考えなくてはいけないのは、どう考えてみても納税者、納税義務者本人が、滞納者本人が死亡していたり、いわゆる保証人がいなくなっていたり、もうどうしても整理ができる見通しがないと言いますか、そういった分については、やはり一定の行政的・高度な一つの政治判断と言いますか、そういうようなことで処理をしていかないといけない部分も、中には私はあると思うんですよね。そういうふうなことも一定の、具体的な考え方をそこに持って、やっていかないといけないのではないかと思うんです。

これが一つと、それから先ほどもちょっと説明の中にありましたが、やはり悪質な滞納者というようなことですね。これはやっぱり新たに発生させないという、行政側の、この行政推進上、これは嫌なことを言うようですけど、やっぱり行政施策で甘く見られないと、行政はまだまだゆとりがあるというふうな見方をされないような施策を展開しなくてはならないと、思うんです。

この滞納をさせないという大きな努力、考え方、これはもちろん、どう言いますか、その背景になることをつくらないということですね。今、なかなか厳しい生活を強いられる市民の日常の中で、負担増とか、税金も上がりますし、そういうような中で、なかなか滞納を防ぐということは難しい今日情勢にあるんです。そういう中ですから、今言いました

ような納税なり、すべての面で、支払いなり、納税なりというようなことは、起こらない、要するにそういう意識の向上というのは当然しなくてはいけません、その中に今言いましたような悪質な滞納者を発生させないとかいうようなことが、私はやっぱり行政のやり方に、一つは問題があるのではないかと。そういうようなことをひとつ厳しく考えていただきたいと思います。

以上、2点について考え方を表明していただきたいと思います。

○川角委員長 答弁を求めます。

杉山市民部長。

○杉山市民部長 ただいまの質問でございますが、債権言いますか、滞納の、どうしても入らない滞納については、そういう制度で、高度な政治判断でそれを不納欠損等で落とすような方策を考えてはどうか、というご質問が1点あったと思いますが、税につきましては、すべて時効等の関係がありまして、毎年決算書を見ていただきますと、不納欠損ということで落とさせていただいております。

それ以外に、特に今、貸付金の問題で、人権推進課の関係の住宅改修資金につきましては、やはりそういう時効中断とか、いろんな手を打ちながら、そういう時効にならないようにという方法で、債権回収に今、頑張っておるところでございますが、そうは言いながら、いろんな諸事情によりまして、回収できないというものにつきましては、また基準等を設けて、また議会の皆様にもその提案をさせていただきながら、そういう形で対応させていくように、今後、考えてまいりたいというふうに思いますし、二つ目の悪質な、行政施策によって滞納されることの防止につきましては、個別で聞いてみますと、いろんな理由があるわけでございますし、また行政不信の問題も何ほか、その一つの理由として、言いわけとしての理由的な人もおられるわけでございます。

こういう方につきましては、やはり憲法で言われるように、義務と権利の関係でございますので、どうしてもそういう行政不信と納税をする義務とが連動するわけではございません。そういうことは、その滞納者に対して説明をすると同時に、最終的には差し押さえ処分とかいうことでの考え方を示させていただきながら、早期に回収を図っていききたいというふうに考えておりますし、先ほどの行政施策という意味が、ちょっと私もわかりませんので、こういう答弁になろうかと思いますが、以上でございます。

○川角委員長 答弁を終わります。

続いて、亀岡委員。

○亀岡委員 聞いておりますと、何かそういうのは皆やっているよというふうに聞こえますが、やっぱり県内の市町の中には、既に言いましたように、全く回収が見通しがないと、どうしようもないというのは、一定の、どう言いますか、行政の方で決まりを設けてやっているところがあるんですね。それは本当、よくよく精査して、全くこれは抱えとつてもどうしよ

うもない、全く見通しが無いんだというのに限るとは思いますけど、かなりあるのではないですか、それは、安芸高田市内でも。あれば、具体的にやっぱり今、そういう答弁もありましたが、具体的に取組んでやるべきではないかと、このように思うんです。一定の表明、されたので、あえてとは言いませんが、その必要性は、私はあると思っております。

以上です。

○川角委員長 答弁求めます。

杉山市民部長。

○杉山市民部長 ただいまのご質問に対しまして、今後、調査研究しながら、そういう方法論をとってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○川角委員長 ほかに質疑ございませんか。

岡田委員。

○岡田委員 同じ滞納とその税の問題でお聞きするんですが、ことしの施政方針では、特別に税に対する視点が、感覚に立った運営が求められるというのは、市民の関心が強いという表現をされておりますよね。これは、定率減税の廃止という問題があって、住民税がぐっと高くなるというところから、表明されとると思いますが、滞納を今のように努力はされておるが、この定率減税の廃止によって、市民には重くのしかかることが、保育料にしろ、国保にしろ、かかってくるわけだね。滞納する市民の姿勢にかかわらず、税の負担が重くのしかかるということは、これは安芸高田市だけではない、全国的にそれがなるわけでしょう。それに基づいて、目標設定は26%と税務課長言われましたけども、克服するために目標を上げるというんですが、新たにこの滞納者がふえる要因が多分にあると私は思います。

市民の関心が高くなるというのは、市の姿勢にも影響するんですよ。どのように税金が使われよるか、関心度も高くなると思うんですよ。このまま両方から、どのように考えを持っておられるかと、一つお聞きすると、人権推進課の関係で言えば、ことし、団体の補助金を415万円に、去年から言えば800万円から半額にしたと言われておりますが、ご承知のとおり、この合併当時の部落解放同盟の団体補助金というのは、当初の予算化したことが間違いだったということは認識があるかどうか、お伺いたします。予算編成においてですよ。覚えておられると思うんですよ、私もまだよう覚えとるから。

それから、その415万円の使い方は、言うなれば、去年の800万円の問題でも言いましたけども、どこに、どのように使われたかわかると、その中で去年の場合、800万円予算化したと。ことしも同じようなことでわからないですが、半分にすればええということで半分にされたのか。まず、二つお聞きしておきましょう。

○川角委員長 答弁を求めます。

山本税務課長。

○山本税務課長 税の率の改正によって、市民税なんかふえたり、増税の傾向にある中で、滞納がふえはせんかと。その辺の行政の姿勢はどう考えとるかという質問だったと思いますが、税負担については、広報なりで今、申告を受けていますが、そこの面接の場で、負担増についての理解を求めるように努力はしていっておるつもりであります。

今、収納係長が言いましたように、未然の防止というところで、現年分ですよ。それが滞納になれば、時期を見計らって面接なりして、未然の防止に取り組んでいきたいと。言いますれば、1期、2期が済んだ9月、10月ですね、で、3期、4期が済んだ春先、その辺を目安に納税者への面接をしたり、今でもやっていますが、督促状とか催告状を、特に催告状を頻繁に出したりして、再請求をするなりしてやっていかなければならないと思っております。

以上です。

○川角委員長 続いて、答弁を求めます。

児玉市長。

○児玉市長 この同和对策事業というのは、ご存じのように、長年法律に基づいて我々は施策をしてきたわけでございます。そういう意味で、合併前の各町でもそれぞれ法律に基づいて、我々是对応をしてきたわけでございます。そういうことで、数字的にはちょっと調べなければわかりませんが、各町でもかなりのこの対策事業の予算を組んできておったわけでございますが、これは一般施策に移行するということになりまして、合併後も暫時この補助金を減してきておるという実態はご理解を賜りたいと思っております。本年度も800万円を約半分の400万円に減してきたわけでございますし、その内容については、また担当課の方から、内容というか、全部、報告を受けておりますので、それについては担当課の方から報告をすると思っておりますが、そういう経過を今までたどってきたことはあります。奨学金とか、いろいろな補助金が出ておったわけでございますが、平成19年度でこの補助金は一切、もう20年度からはなしにすると、こういうことで今、それぞれのところで連絡をしております。

19年度に残った補助金は、高齢者援護資金という制度が一つだけ残りました。これはやはり、それぞれ高齢者ということがあるので、経過措置も要るということで、これは19年度で一切、この制度もやめると。20年度からは、なしということで、このことによって今まであった補助制度というのは、全部なくなったということでございますので、ご指摘のように、長いやはり歴史の中で、我々は20年度で一定の整理をさせてもらったということでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○川角委員長 毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長 人権団体の補助金でございますけれども、18年度でお話しますと、事業費ということで620万円ばかり支出されております。その中身につきましては、研修費ということで、県内外のいろんな研修会に参加される

諸費用、それから今度活動費ということで、260万円、これらにつきましては、県内でいろんな大会あるいはまたそうした関係の行動がございます。それらへの諸費用、それから啓発費ということで110万円、これは17年、18年も実施されておりますけれども、連続人権研修会ということで、大学の先生をお迎えして、5回連続という形で、市民の方を対象に、部落史の歴史とか、あるいはまた「人権問題の解決に向けて」というような題目で研修会をやっておられます。

それから、事務費関係として、事務費ということで180万円程度、旅費とか需用費とか、あるいは通信運搬費に使っておられますし、また諸手当ということで、事務手当ということで24万円ぐらい計上しております。以上、締めて800万円程度の、18年度で申しますと、事務費並びに需用費に充てられております。

以上です。

○川角委員長

岡田委員。

○岡田委員

数字については、私も800万円なったかどうかはよくわかりませんが、ちょっと聞けば、それとは大分出るように数字を聞きましたが、それはあとまた課長に教えていただきます。

ただ、大学の先生を呼んで研修されたと言われますが、本市においても、去年の、17年度の決算においては、修道大学の江嶋修作先生を呼んで職員の研修を受けたというのが出たわけです。この先生について、また5回もされたので、同じ先生でないと思うんですが、万一その先生がまた含まれていたなら、これは大きな問題ですよ。そこらの認識があるかどうか。あの先生が新聞ざたにもなったような先生でということはお存じであろうと思います。

それと、私は415万円に半額されたという中で、団体補助金というのは、法律があるからつくるといふようなものではないんですよ。対象団体があつたらできることですから、これは法律があつたときに、その部落解放同盟運動団体、あるいは部落解放に係る政情絡みで言いましたら、いろんな団体があります。同和会とか、いろんな問題ありましたが、この問題はもう言いませんけども、当初、合併したときは、1,500万円予算化されたときに、6町がそれぞれそういう補助金を持っていたから、1,500万円計上したと。その1,500万円、予算説明のときは出ないですよ。委員会の中で出たわけですが、市長の方針では、対等合併なので、各6町の事業をそのまま持ってきたので予算化したと言われましたが、中身を精査していたら、そうではなかったということが明らかになったんですよ。思い出していただくように言うんですが、5町、6町あつても向原はなかったわけです。あとの5町にあつて、甲田町、高宮、美土里、吉田、八千代、この5町の前年度の運動団体、部落解放同盟の運動団体に計上したお金を予算したと言われますが、そうではなかったんですよ。

前年度の前年度、その前の美土里町の場合は、270万円もの、通常の、

4町とは違うところの活動実績を持ち込んで1,500万円計上されたんですよ。それから、もともとが1,500万円から、何年もたって今日の415万円になったわけですから、もともとボタンのかけ違いだと私、去年も言いましたけども。ボタンかけ違えているので、ずっとかけ違っていて、415万円になっている。そういう認識があるかどうか、お伺いいたします。

○川角委員長 答弁を求めます。

児玉市長。

○児玉市長 ボタンのかけ違いということはないと思いますが、合併初年度については、いろいろな混乱した状況もあって、合併前の町がやっておったものを参考にしながら、予算を組ませてもらって、その後、今日までいろいろ我々も努力をしながら、400万円まで減額をしてきたわけですので、そういう成果だけはひとつご理解を賜りたいと思うわけですので、

我々も非常に難しい中でのそういう努力をしてきましたので、そこをひとつご理解を賜りたいというように思います。

○川角委員長 答弁を終わります。

岡田委員。

○岡田委員 ご理解いただける、いただけないの問題ではないですが、ボタンのかけ違いというのは、市長さんの認識の問題と私のあれと違うかもわかりませんが、前年度の各町の事業を皆持ち込んだと言って、当初予算の説明をされて、それから起きたことですから、それはまあ、おいときます。見解の違いと言え、それまでです。

固定資産税の評価の問題でお尋ねしますけども、ことしは吉田と美土里ということで、これまでもやられていましたが、やはり民間に委託されるでしょうけれども、去年されていたのを見ますと、わずか、わずかと言っては語弊がありますが、道路から何メートルあって、家がどこにあるかというだけの仕事のように思えますよね。それを民間委託しないといけない問題だろうかと思いましたが、その点、課長、どうですか。

○川角委員長 答弁求めます。

山本税務課長。

○山本税務課長 現場の調査測量というのは、今、岡田委員が言われた程度で、現場に行って、どういう状態にあるかというのを確認をしながら、ちょっとした差しをあてて、帰ってきて、補正項目というのがありまして、その補正項目と照らしてどのような状況にあるかというのを逐一データとして、この土地はこういうような状況にあったということを整理してもらっています。

それを、すごい筆がありまして、職員でやれ言うたら、土地の担当は4人しか、今おりませんので、4人がしょっちゅう出て、そういうことをしていれば、課税業務が全くできないような状況になりますので、現場の確認はそういうものですが、あとのデータ化が、この基準というようなことをずっとやっていかなければいけませんので、委託をさせてもら

ってしなければいけないというふうに、今も考えております。

今回、そういうことで委託とで出させてもらってます。

以上です。

○川角委員長 ほかに質疑ございませんか。

亀岡委員。

○亀岡委員 先ほどの岡田さんから質疑がありました団体補助金の関係ですけれども、ここで並んでいても、二人で解決できませんので、公開原則の議場での話ですので、ちょっと改めておきたいと思います。

合併当初、16年で、この団体補助金の1,500万円の計上予算に対する質疑も、また議論もいろいろありましたが、合併前、この団体助成金を全くなくしていたのは、美土里町なんですよ。これ、2年間、全くなしにしていたのです。

ちょっと話がありましたが、向原町さんは、合併前年に40万円ぐらいあったように私は記憶しています。ということで、その点ではちょっと相違がありましたので、私、この場にいますので、そここのところをはっきりしておきたいと思うんです。全く、団体助成金をしていなかったのは、2年間、美土里町の実績であります。

以上です。

○川角委員長 ほかに質疑、求めます。

秋田委員。

○秋田委員 私の方は、予算書と説明書の方でちょっとご質問させていただきたいと思います。

まず、1点目として、予算書の方でございますが、18ページです。衛生使用料の火葬場使用料ということで、ここに1,281万円計上されております。これは、先ほどご説明いただく中では、16年、17年、18年度の推計により、計上したというようなご説明をいただいたと思いますが、昨年度も、その前も、これは予算的には、当初予算では1,321万5,000円とかという数字だったと思いますが、それから考えると、減額という形になっておりますので、ここの減額という形のご説明をいただきたいのと、説明資料の方で、11ページの今度、火葬場一般管理費でございます。これは、逆に昨年度と比べると、わずかではございますが、40万円ぐらいになるのか、市内4カ所の電気代、電話料ということで、今度これは増額になっておりますけれども、そこらとの兼ね合いとの説明をしていただきたいと思います。

それともう1点は、環境衛生総務管理費の中で、家庭用ごみ処理機の購入補助という形で85台、今年度計上されておりますけれども、18年が215台で、その前の年は265台という説明をいただいたと思います。そこら、随分大きく減少してきているわけですが、これはもう施策的に十分それが行き渡って、不要になったものなのか、予算を組む段階で、これぐらいにしておこうという形でやっておられるのか、そこらあたりのご説明をいただきたいと思います。

○川角委員長 答弁求めます。

佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長 火葬場の見積もり根拠の仕方ということで、なぜ減になってきたのか。先ほど言われましたように、例えば、16年度甲田に、使用料でしょう、火葬場使用料ということですね。火葬場の使用料の積算についてというのにつきましましては、16、17については、当初予算については、ある程度の合併前の分の推計をただ単に足しただけという形で、翌年度もこんなものだろうというような形で、今から考えると、そういう予算計上をしていたわけですが、16年度、それから17年度を足して、まず、平均を取ったという形で、それがまだその火葬場の施設について、18年度ではふえて、11月、12月時点で、実際に前年と比べてどういうふうな推計しているのだろうかというふうな考え方をしたわけですから。それが、18年度の推計という言葉はさせていただいたんです。

その火葬場を使うところの、各支所管内の、まず、16年度と17年度を足したら、大体2年の平均で、大体何件ほどありますよ。しかし、18年度を見ていったときに、これはちょっと足りないではないかと、ちょっと二つを足した分でも、このままではちょっとできないというようなこともありました。そういうふうなところを勘案させていただいて、各施設のそういう平均と、その18年度の推計のもとで調整をさせていただきまして、各施設ごとに出しまして、それを推計したものが、この計上させていただいた数字になって、結局的には、前年度よりマイナスになったという計上で、今を出させていただいております。

それから、歳出の方の一般管理費の分が伸びているのではないかと、これにつきましましては、市内の4カ所分の電気代と電話料というものを、そこでずっと一括で払うようにしております。これにつきましましては、電気代とか、主につきましましては、当初、火葬炉を動かしていくのに、やっぱり電気代がかかりますし、それからいろいろ直したりしていっています。この一般管理費の費用につきましましては、やはり前年との対比によっても、大体の推計でいっております。ですから、大体少なくなっているのに、ふえてくるのではないかというのは、ちょっと逆のことがあるとは思いますが、歳出の方は実際的なことで、かかったものでいっておりますし、あくまでも歳入の方につきましましては、手数料ということで、ある程度推計的なものをしていかななくてはいけないだろう。

今までの分で、前年度にいったとき、ことしの暖冬が続いたええ例なんです、やはりふえている月が減っているということがございます。余り、前年、前年度行き過ぎても、手数料の歳入を、ちょっと過剰に行き過ぎても最終的に大がかりな歳入欠陥になってもいけませんので、そういう形で、18年度の伸びという形で、ある程度修正を加えたものを今からでも、例年の、毎年毎年の結果とそれからその予算編成を組む時期の増減を見ながら、なるべく近い数字に持っていったらどうかというのが考え方で、この火葬場の使用料につきましましては、計上させていただ

きました。

それと、生ごみ処理機の件数でございますが、これは16年度、17年度と18年度とだんだん下がってきております。この件数につきましては、やはり18年度の現在の推計と伸び率と言いますか、それを月割計算して、大体これぐらいだろうというような形で計上した数値でございます。基本的には、この生ごみ処理機の購入は、どういう目的で補助をし始めたかということに考えるべきだと私は思いまして、やはり出すためには、ごみの減量化とそれが新しくリサイクルになるものと、そういう啓発的な、まず糸口として、この家庭生ごみ処理機の購入補助というものを合併当初から始めております。

実は、この、始まった合併前からの6年間の購入された方々に対していろいろ聞いたところによりますと、ある程度の広報的なものは済んでいるだろうというふうな考え方をしております。今年度につきましては、これだけの件数という形で計上させていただいております。

○川角委員長 続いて質疑を受けます。

秋田委員。

○秋田委員 火葬場については、だから簡単に言うと、今年度の使用数といいますか、数は昨年度に比べて減るわけではないですね。私は、そこのところ、ちょっと、あれっと思ったから伺って、あくまでもそれは過去のデータをもとにということで、当初予算ということは理解しましたが、数が減るということではないということですよ。

それと、ごみ処理機については、今後はもっとまた減るんでしょうか。そこのところをお願いいたします。

○川角委員長 答弁求めます。

佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長 火葬場の使用料については、件数的には、使用料はほとんどその施設によって決まっておりますから、当然減ってきているという形の推計で計上させてもらっております。

それから、ごみ処理機につきましては、当然、これは減ってくると予想を立てております。

○川角委員長 13時まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

続いて、質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 午前中、私が質問させていただきました人権啓発推進事業の中で、答弁をいただきましたが、いささか私の理解がちょっと得にくいので、もう一度お聞きしますが、向原町の人権対策協議会は、人権啓発団体補助金

というものでらっておりますが、この向原町は、ちょっとあとの5町とは違った位置づけになっておりますので、この団体ということにならない位置づけだろうと思っておりますが、その見直しを考えられるべきではないかというような中身の話をさせてもらった中で、向原町が他の5町の構成に、何か一体的にというような感じに答弁を受けたような気がしましたので、私は反対に、向原町式の方向性がいいいんではなかろうかというつもりで申し上げましたので、そこらのとこ、私の取り方が悪かったのかわかりませんが、もう一度お聞きしたいと思います。

そうした中で、やはり補助団体といえども、向原町はちょっと位置づけが違うところにあるというのが認識していて、特に支所の管轄でこういうことをきちんとやっています。片方は、そうではなく、いろいろ隣保館とか、人権会館とかいうところの中でやっている。随分違うと思います。そこらの点について、もう一度お伺いいたします。

○川角委員長 答弁を求めます。

毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長 お答えします。

午前中の答弁の中では、一般の人権啓発の団体と同じような形での位置づけで補助をしているのではないかというような受けとめをしていたのだと思いますけれども、私が申し上げたのは、やはり向原町は合併以来、独自の路線ということで、人権会館もなく、また人的なものもなく、行政が行う人権啓発の部分と、また民という、そうした人権啓発を官と民が一緒になってやる機関として、今、活動されているのではないかと思います。

それで、補助金の改革云々と私が同一視しながら話をしたのが、ちょっと間違いを起こした原因かと思っておりますけれども、行政といたしましては、向原町独自の人権啓発を進める、官民一体となった啓発を行っている機関というような、そういう受けとめ方をさせていただいているという、そういう見解を持っていますけれども、そういう答弁でよろしゅうございましょうか。

○川角委員長 児玉市長。

○児玉市長 ちょっと補足の説明を私の方からさせてもらいたいと思っておりますが、先ほど委員ご指摘のように、この補助金一覧表を見てもらえばわかりますが、この補助金の中に、向原の人権協議会の補助金を入れることそのものが私は不適切のような気がします。

それで、来年度からは、これはやはりそれぞれ各町に人権啓発の施設があるわけです。人権会館とか、あるいは八千代の場合は福祉センターとか、いろいろ、その補助金と並べて向原のこの補助金を並べて記載するのが適正ではなかろうかというように、この補助団体や、いろいろの補助の体育協会とか、社協とか、商工会とか、それと一列に並べることでそのものがちょっと認識不足であろうと思っておりますので、来年度からは、この項も、どこに補助金を上げるかということもあわせて検討させてい

ただきたいと思います。

○川角委員長

答弁を終わります。

質問ございますか。

○山本委員

ただいまの市長の答弁で納得しました。

○川角委員長

ほかに質疑ございますか。

明木委員。

○明木委員

環境の関係でお伺いします。

水質検査というのがありますけど、水質検査は、これはまず、この事業については委託をされているのでしょうか。

それと、その検査の予定されている箇所、何カ所ぐらいあるのかというのと、場所、またその結果をどのように市民に報告していくのかということについて、まずお伺いするのと、もう1件は、外国人のことなんですけど、外国人登録、今、市内で人口的には何名ぐらいいらっしゃるんですけど、何カ国ぐらいからの方が来られているのか、お伺いします。

○川角委員長

答弁求めます。

佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長

まず、水質検査についてご質問ですが、委託かどうかというものについてですが、これは委託をしております。

それから、箇所数についてですが、要するに河川の水質検査という形で57カ所、それから一般廃棄物の処分場という場所で10カ所と、67カ所を今現在、検査をしております。

結果の報告についてですが、これは4月末の通知広報で、各家庭にお知らせをする予定であります。

それから、外国籍の方の数と国籍の数でございますが、平成18年の12月31日現在で、490名の方がいらっしゃいます。それから国籍は、12カ国でございます。

以上です。

○川角委員長

答弁を終わります。

明木委員。

○明木委員

水質については、ぜひ、やはりこれは一番大切な生活にかかわる、人間の生活にかかわることなんで、しっかりと調査をして、しっかりと報告していただくことが大切だと思いますし、いろいろと不法投棄とかの問題もありまして、水の汚染が心配されますので、それはしっかりと、早い段階でやっていただきたいということです。

それと、先ほどの外国人籍が490名ということですけど、例えば公文書等広報関係、いろんなことで外国人の方もいろんな情報を知ることが必要だと思うんです。そのあたり、どのように対応されているのか。また、窓口における対応、そういうのがなされないと、やっぱり滞納したまま帰ってしまうというのもありますよね。納めるものだけ納めて、何も市の方ではそういうことを対応していただけないのであれば、本当にその辺、どういうふう考えられているのか、お伺いいたします。

- 川角委員長 答弁求めます。
佐々木市民生活課長。
- 佐々木市民生活課長 外国籍の方が来られたときに、まず、広島県の交流協会の関係で、7カ国か8カ国の、まず救急の対応とか、そういう、買い物したり、救急場所とか、こういうふうに言いなさいとか、それが冊子として今、本所、支所におきまして置いてあり、配布するようにしております。
また、私どもの方で、芸北広域の方に実は外国籍の方もごみを出されるので、その出し方がわかるようにという形で、日本語と外国語の並列的なものを一つつくってこないかという形で対応しているのが、今現在の状態でございます。
以上です。
- 川角委員長 明木委員。
- 明木委員 労働力として来ていただいている方も結構いらっしゃるのではないかなと思いますので、やはり滞納して帰っただけではなくて、それなりの対応も必要だと思われまますので、そういうことでやはり滞納の行われないうように、徴収啓発につながるようにしていただきたいと思ひます。そのあたり、どのようにお考えでしょうか。
- 川角委員長 答弁求めます。
山本税務課長。
- 山本税務課長 言われるように、外国の方については、納税の意味とか意識とかいう広報啓發文書は、今、全くつくっておりません。事業主の人に話をしたりして、通訳の人を介して納税の理解を得るように、今、やっておりますが、今後、そういうことも検討していきたいと思ひます。
- 川角委員長 今村委員。
- 今村委員 何点かお伺いをいたします。
まず、税務課の固定資産税の適正化事業のことでございますが、これは数年にわたってかなりの事業費がかかるのではなからうかと思っておりますが、この評価をするための調査でございますが、それとその動きに伴う事業費とそれから将来、固定資産税に対する事業効果と言ひますか、そこら辺については全体的にどのようなとらえ方をしておられるのかというのが、まず1点です。
- 川角委員長 答弁を求めます。
山本税務課長。
- 山本税務課長 事業費は1億3,000万円ぐらいかかろうかと思ひますが、費用対効果ですが、それやったら税がどれだけふえるかというのは、今のところ、まだ計算できる状況にないんです。
町で上がる町と下がる町とはあるだろうと推定できるんですね。で、補正の基準を統一するというのがありますので、その辺で低く見とった町は高くなりますし、高目に見とった町は下がるという程度のことしか、今のところ、わからないんです。全体的には、今ある税収に対して、若干下がるのではないかというようにもなありますが、まず、課税の公

平というところで、そこをまず重点に置いておりますので、今の、現在時点ではそういう答弁しかできません。

○川角委員長 答弁を終わります。

今村委員。

○今村委員 適正な形での評価なり、あるいは公平化のためということなら、非常に意味もあるわけですが、この結果、端的に言って、その税収が望めんと、増収がね。というようなことだと、ちょっとこの事業のあり方自体についても、考えないといけないところがあるのではないかなと思います。そこら辺についての見解をもう一度お願いをしたいと思います。

○川角委員長 答弁求めます。

山本税務課長。

○山本税務課長 税収が上がるように考えていくべきかも知れませんが、まずは、公平というところへ視点を充てなければいけないということで、やはりその辺を重点を置かせてもらっていますので、結果が先で、後をとということにはちょっとならないように考えています。

○川角委員長 今村委員。

○今村委員 できるだけ、それこそコストが余りかからないような形でそれが図られるのが望ましいと思いますので、ちょっと事業費が大きいかなというイメージがあったものですから、あわせてそこら辺を今後、ご検討いただきたいということで、この件は以上でよろしゅうございます。

次に、市民生活課の関係でございますが、今回、県の方から旅券発行の事務を6月4日からやるということで、利便性は非常に高まると思いますが、今年度及びこれからどのぐらい市民が申請されるような見通しがあるのか、そこら辺についてのご見解と、同じく環境衛生の方の関係でございますが、まず1点、家庭用ごみ処理機の購入も、旧町時代から言えば、5、6年前からこれは続いているように思うわけですね。そうすると、古くに導入された方は、機械の更新期に来ているのではないかなというふうなこともあるのではないかなというふうに推定するわけですが、現在、この処理機に伴う事業効果と言いますか、そこら辺については、どのような形で担当課として把握されているのか。

それからもう1点、ごみの減量化対策について、今年度、どのような形で施策展開をされようとしているのか、ちょっと見えないので、そこら辺をあわせてお聞きしたいと思います。

もう1点も、環境衛生の方から見ますと、市内においてペット、特に犬及び猫の飼い方、あるいはそれに伴う迷惑的な声があるのではなかろうかというふうに思うわけですが、ある自治体によっては、犬猫の迷惑条例というようなものを制定しているようでございますが、そこら辺の苦情がどのような形であるのか、そこら辺についてちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

○川角委員長 答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時20分 休憩

午後1時23分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長 それでは、再開をいたします。

答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長 失礼しました。旅券の見込みでございしますが、安芸高田市は、見込みといたしましては、これは県の資料からでございしますが、19年度で、約650件を想定しております。1日当たり3件から最大で7件を想定しております。

それから、生ごみ処理機の効果的なものということがありますが、アンケート等で1日当たりの三角コーナーが大体1.2杯ほど出されると言われるのが出ております。可燃物の中で一緒に出されると思っておりますが、その中で、生ごみをそのまま出した場合と、それ、どうなのかという形で、ちょっと効果的に薄いと、今は、私どもは判断しております。

それと、そういう中でありますが、生ごみ処理機を使ったことによって、以前よりもよく考えるようになったと、それから分別も以前よりよく考えるようになったという形で、これが複数回答の中で、約半数以上、7割から6割の意見を聞いております。そういう形で、先ほどもちょっと複数で、二重で答えるようになると思いますが、当面の、今の生ごみ処理機に対することで、ごみの分別、ごみの減量化というものの啓発というのが、ある程度、合併前、合併後を通して、約6年間の中でかなり浸透してきておるといえるようには判断しております。

それから、3点目の減量化の方向をどう考えていかれるかというご質問でございしますが、今、減量化につきましては、芸北広域との減量化の品目もございします。それから、安芸高田市での品目もございします。その中で、やはり一番大切なることは、ごみをいかに減らすかと、その減らす中で、いかに分別を、要らないものとして出されるときに、いかに分別をしていくかと。その分別の中で有価物とか、それとか自分に要らないものは芸北広域の方で出されていくかという形の方でいけば、いいのではないかと。それがまずは、ごみの減量化につながることでありますし、負担金の減にもつながるのではないかと考えております。

それから、犬・猫の迷惑はどういうものがあるかということでございしますが、犬・猫の苦情の中で、一番多いのは、ほえる、近隣の方が犬の鳴き声、それからふんを全然、自分の犬のふんを始末をしないと、それによって土手なんかを掃除するときに、それが草刈り機の中に巻き込まれて、自分のもとへ散っていったり、物を汚したりするというのが大きな、犬に関する苦情でございします。

それにおきましては、そこで書いておりますが、犬・猫の対策方につ

きましては、今の狂犬病の予防事業と一緒に、飼われる方に対して飼う方とか、そういう冊子を配ったりすることで、飼い主の方のマナーを、向上を高めるといふこと、それから去年も1回やっていますが、これは県の方の愛護センターからの仕事ですが、各市町によりまして、動物教室を開かれるという形で、去年は、18年度におきましては、四つぐらいの申し込みがございまして、向原の保育所だと思っておりますが、そこで動物愛護教室が行われております。ことしもそれを、希望を出したところ、六つぐらい出ておりますので、そういうことを加味しまして、子どものころからの動物に対する思いというものをしっかり教育していくことも、今、犬・猫に対する苦情というものに対しての、一つの長いスパンではございますが、対応策ではないかと思っております。

以上です。

○川角委員長 続いて、答弁を求めます。

杉山市民部長。

○杉山市民部長 生ごみ処理機の更新対策についてのご質問でございますが、合併前から合併後、今まで新規の購入者に対して補助金を出しての整備でございましたけど、今のところ、アンケート調査等をとった結果の中の要望事項には、更新時でまた継続して補助してほしいという意見はありませんが、今後、古くなった機械を再度新しい処理機に変えたいという強い要望があれば、今後、考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○川角委員長 ほかに質疑ございますか。

松村委員。

○松村委員 2点についてお伺いいたします。

1点目は、予算書の方の26ページの、一番最後のページの最後なんですけど、これは委託金で、図書類の自販機等の立入調査委託金が14万6,000円なんです。（「社会福祉費ではないか」）

○川角委員長 きょう、説明済みでした。いいです、続けてください。

○松村委員 いいですか。それで、やっぱり不良図書とかいう自販機にかかわることではないかと思いますが、この14万6,000円が適用される自販機の件数、市内におきます件数、それと調査はどういうふうに委託されているのかということをお伺いいたします。

それから、ただいま先輩議員からもございましたように、環境問題が大きな課題となっているわけですが、本年の施政方針の中にも、ごみの減量化、資源の再利用、リサイクルという3R運動を推進していくようなお示しをいただいていたところですが、その中、一般質問でお伺いいたしました中で、今度は市民の方から何人かの環境問題に対して、公募の方法というのは、検討委員会をもって、ごみ減量化については、環境問題についていろいろ審議してもらおう方向でおるといふような答弁をいただいたと思いますが、何と申しましても、ごみの問題にいたしましても、健康問題にいたしましても、行政がしなければいけない部分と、

それからごみで言いますと、団体の協力、また1市民、生活者の一人ひとりの意識の高揚がないと、三者がやっぱり一緒になって初めて大きな成果へもつながると思いますので、そこらの市民からのそういう検討委員会をもって、いろいろ何ができ、何が継続につながるのか、それで成果へはどうつなげていくのかというようなところを、生活者自身の生の声を聞いていただきながら、このごみ問題をゼロへ持っていく方向が大事ではないかと思いますが、そこらの検討委員会の今後の方向なり、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○川角委員長 答弁求めます。

毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長 県の移譲事務でございます図書類の自販機等の立入調査の委託金の件でございますけれども、対象となる書店あるいは自販機でございますけれども、市内では、自販機の箇所が4カ所ございます。4カ所に14台、それから書店の数が5カ所、それから書店以外のコンビニでございますけれども、書籍が置いてある箇所が16カ所、それから玩具、刃物類の取扱い箇所が、ハローマック、1カ所ございます。計26カ所ございます。

それから、立入調査員でございますけれども、これは人権推進課の職員がそれに当たっております。7月と11月の2回実施しております。11月分につきましては、2月に実施したということで、18年度においては、7月と2月に実施をしております。

以上でございます。

○川角委員長 続いて答弁を求めます。

杉山市民部長。

○杉山市民部長 環境基本計画の一般質問のときに、市長から答弁をいただきましたが、環境問題につきましては、本市におきましても大きく取り上げている中で、まず、循環型社会に向けた取り組みとしてのごみの発生、または排出の抑制とか、リサイクルの推進、再資源化の促進のいろんな今施策を行っているところでございますし、また先ほどの答弁にもありましたように、現状の河川水質の推移等の把握とかいうことを行っているところでございます。

今、松村委員さんのご提言のように、市民の方のできるだけたくさんのお意見をお聞きしながら、計画立案に参加していただき、また市民の方、事業者の方、行政等あらゆる主体の協力による取り組みを進めるための推進としての、安芸高田市の環境基本計画というものを策定したいというふうにご考えておるところでございます。

しかし、作成に当たりましては、幅広く住民さんの意見を聴取したいということで、アンケート調査等を行い、また計画内容につきまして、審議をしていただく審議会というものを設けて、その審議会のメンバーには住民の幅広い、各階層の人を公募いたしまして、いきたいというふうにご考えておりますし、また広島県の環境衛生にかかわります権限移譲とか、事務移譲が、19年度から移譲になるということでございますので、

これらの中身につきましても、はっきり問題点あるいは課題が見えてくると思っております。

そういう関係で、そのような考えに基づきまして、今後、環境基本計画ということを考えていきたいというふうに今、考えておるところでございます。

今、19年度については、予算化しておりませんので、そういう調査とか、いろんな調査研究をし、またいろんな市民の皆さんのご意見を聞きながら、20年度にはそういう予算も組んで、まとめていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○川角委員長 ほかにも質疑ございませんか。

塚本委員。

○塚本委員 予算書の53ページの人権会館費の中の相談員を5名から3名にということがありましたけれども、その実績と言いますか、5名でやっていたものが3名でできるのかどうか。その実績を踏まえて、そこらの説明をいただきたいというふうに思います。

それと、先ほどの松村委員さんの図書の入立調査の件ですけれども、年2回職員が当たっているという状況でありましたけれども、その結果、例えば警告とか、いろんなそういうものがあつたのかどうか。その点について、2件ほどお伺いします。

○川角委員長 答弁求めます。

杉山市民部長。

○杉山市民部長 人権会館の相談員さんの関係でございますが、今回、5名から3名に予算措置をさせていただきました。この会館事業につきましても、各町、人口等の多少がありますし、相談件数の回数もばらつきがあるわけでございます。そういうことも含めまして、この行政改革の中でそういう方法で今後、会館の運営そのものも今は、現在、補助金が4分の3の国からの補助事業で運営しておりますが、この補助金もだんだんと少なくなる可能性もありますし、また全く廃止という時期が来ることも考えられるということで、会館事業の中身そのものも、ある程度縮小していき、またカバーできる相談員さんのそういう、2町を1人ということで、3人体制でもできるという判断で、今回、予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○川角委員長 毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長 自販機等の図書類の入立調査の結果でございますけれども、年2回実施した中では、違反と言いますか、県民条例に違反した内容はありませんでした。ただ、青少年に有害な図書の販売をしないようにというような申し出はしております。違反事例はございませんでした。

○川角委員長 ほかにも、塚本委員。

○塚本委員 相談員の件ですけれども、先ほどの部長の話では、行政改革の中とか相談件数が減っているとかいうようなお話でしたけれども、実際に、17

年度、18年度、18年度はまだ残ってますけれども、どれぐらいの件数が実際あるんですかね。それで、たくさんあるようでしたら、その相談員を減すということはどうなんだろうかというような、行政改革の中でという話はありませんけれども、そこらのところは十分対応できるような数字になっているのかどうか。

○川角委員長 杉山市民部長。

○杉山市民部長 それぞれの人権会館の相談事業の件数は、年々減少ぎみにあります。それで、会館ごとの件数を申し上げますと、吉田人権会館につきましては、17年度が214件、それから18年度が170件ということで減少しております。それから、八千代町の福祉センターの相談業務でございますが、17年度が45件、18年度が48件という数字でございます。それから、高宮人権会館でございますが、17年度が205件で、18年度が200件という、微減でございますが、減っております。それから甲田の人権会館でございますが、17年度では1,912件、18年度で550件ということで減少しております。それから、美土里の教育集会所の中での相談業務は、17、18年度で45件程度でございます。

そういうことでありますので、5人体制を3人にして、2町ずつ1人が分担しても、この業務が遂行できるということで、今回、減員等をさせていただいたところでございます。

○川角委員長 ありますか。

はい、続いて、塚本委員。

○塚本委員 この件数の統計のとり方がどうなのかということはわからないですけども、例えば、世間話とは言いませんけれども、ちょっと隣との話でこうだったよというのでも件数に入っているのか、本当に法的に処理をしなくてはならなかったようなことがあるのか。その点は件数の中のカウントというのは、どのようになっていますか。

○川角委員長 答弁求めます。

毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長 先ほど部長がお答えした数字につきましては、会館で対応した内容もありますし、委員さんがご指摘のような屋外で、立ち話の中で相談を受けたような内容も入っております。

○川角委員長 答弁を終わります。

塚本委員。

○塚本委員 具体的に、例えば法的に何件ぐらい、そういうのがあるのかというようなものは、データのものはありますか、ないですか。あれば、例えばその人権会館ごとに、法的な処理をしたとか、弁護士に処理をしたとか、担当者の中で完全に処理できたとかいうデータが、もしあれば教えてもらいたいと思いますけども。それによって、この相談員の手法と言いますか、今後の方向性もまた見えてくるのではないかというふうに思うんですけども、その点、どうでしょうか。

○川角委員長 答弁を求めます。

毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長 法的に、専門家による答弁をしたとか、そういう区分けのデータというのは、今、こっちに持ち合わせていません。

○川角委員長 塚本委員。

○塚本委員 後ほどでもいいですので、もしわかるデータがあれば、お願いします。

○川角委員長 今のは、あと、資料を提供してほしいということですか。

○塚本委員 もしあれば、出していただきたいと思いますが、皆さんに諮ってください。

○川角委員長 皆さん、今の資料提供、異議ございませんか。

〔異議なし〕

○川角委員長 異議なしということでございますので、後ほど資料の提供をお願いします。

続いて、質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員 今回の予算についてどうこうは言われなと思いますが、2点ほど伺います。

最近、ごみというのは、以前は焼いて終わりという時代から、先ほど同僚議員も言っていましたリサイクルという産業、環境という面から言ったら、産業になっているわけです。現在、安芸高田市も産業に非常に苦慮しておると。それで、ごみの場合は、特に民間が来ると、地元にもペットボトルにしても、それから吉田町においても、そういう環境を崩したというケースがあって、非常に迷惑施設的な責任のない形、その点、芸北環境というのは、出資で組合がやっているの、非常に安心しておられる。そういう意味では、安芸高田市の場合は、逆に環境と組んで、それを産業にするというのが、今から取り組んでもいいのではなかろうかというように思っております。

やはり安芸高田市は、広島市の産業廃棄物とか、それからリサイクルとか、そういうものを商品化して産業にしていくという。企業誘致と言っても難しいけど、これを今のように、こういう場合は予算措置も、補助金に対しても、環境問題については非常に有利なものがあるかと思うんです。それで、旧町の時も、私の川下の方に来るということで、他町の方にそういうものが、民間がつくるということで反対がありましたが、やはり民間が来ると、どうしても不信感があり、何ぼいい設備をしても不信感がある。それを逆手にとって、やっぱりこれを産業にしていくという考えが必要ではなかろうかと思うんです。現在、先進地では15分類することによって、焼却炉も少なくし、前回にもありましたように生ごみは肥料にしていくとか、可燃物は今度燃料にするとか、それからほかの商品も、今のようにペットボトルなんかは、今度原料にするとか、いろんなものが、ゼロのものをかわりに変えていく。受けて金もうけ、変えて金もうけ、やっぱりそういうところで国の予算が使えるという産業があるわけですが、そういうところに着手して、腰を据えてやっ

てみる気持ちがないか、1点伺います。

それから、先ほどから出ております人権問題ですけど、これは非常に安芸高田市にとっても、教育現場にとっても、非常に大切な課題であります。しかし、大切な課題でありながら、やっていることはばらばらという、これは人権ですから、やはり安芸高田市に統一した啓発運動が私は必要だと思うんですよね。補助金を見ても、負担金を見ても、単独になっており、安芸高田市になった意味がないですよね。本来なら、教育委員会も分室になっているはずですよ。だから、吉田を本庁にして、会館をつくるなら、あとの八千代支所、高宮分室とか、甲田分室とか、今のようにならないところがある。ないところをどうするのかと言ったときに、やっぱりこれは今のよう、支所が空いているわけですから、支所の中に入れていこうという、一般財源にするとおられますから、機構改革の中でやっぱりそこらを見たら、言わなくても担当課はわかっているとおもいますが、負担金でも、広島県隣保館協議会負担金というのが、この課を持っておるところは全部、3つ、4つ出していますよね。本来なら、安芸高田市になったら、1カ所でいいのではないかと思ったりします。名称の問題でね。わずかの課ですよ、4万5,000円ですけど、しかし、こういうところから目をつけていかないといけないのではないかと思ったりします。

それと、補助金に関しても、いろいろ先ほど問題がありましたように、また人権会館に関しても、委託料にしても、いろいろなものがあつたり、なかったりして、全然ばらばら。それで、本当にその会館が今の状況でやっていかなければいけないのか。相談窓口にしても、甲田の場合はふれあいセンターで、あれは何課がやっているのか知らないですけど、やっぱり月に何回か、行政的なものもやっていますよね。

それで、今、子どもの110番とかで、いじめで自殺とか、やっぱり生涯的にやっていかないといけないと言ったら、教育委員会もこれ、絡んでくると思うんですよね、この人権というものには。だから、いまだにこういう統制が取れないということは、機構改革の中でやられると思うんですが、やはり科目も統一して、もう少し人権というものにウエートを置くのなら、わかりやすい体制で一括して、どこが上で、伝達事項が末端まで行って、同等な人権啓発をできるかというのが私は大切だと思うんですよ。あるところはない、あるところはやりよるといふ、そういうバランスでは、市になった意味がないと思うんですよ。旧町を引きずるのではなくて、市としてどういうふうにしてやっていくのかというふうなことが、大切だと思うんですよ。

世界人権なんかでも、あるところもあれば、ないところもあるとか、そういう、振興会の自立するのと、これは違うと思うんですよ。特色があつてはいけないと思いますよ、この人権というのは。そのあたりをどのように考えておられるか、お願いしたいと思います。

○川角委員長 答弁を求めます。

杉山市民部長。

○杉山市民部長　今、入本委員さんのご意見をいただきましたけど、将来的にはそういう方向に向いていくのではなかろうかと思っておりますし、そういう拠点施設等、分館施設とかいう啓発センターとしての位置づけになるのではなかろうかと思いますが、現在、予算書も見させていただきますと、国からの4分の3の補助金をいただいております、この人権会館の運営事業でございます。これは、独立館としてしなければ、この補助金がもらえないということでの、それぞれの館が、館長を置き、職員を置いて、事業をすることによって、この補助金の対象になるということで、4分の3ということは、75%補助という高額な補助でございます。そういう関係を、その拠点施設としての1カ所にまとめてやるということが、それが今まで補助金をいただけることが、そういうやり方に対して、もらえなくなる可能性も今の制度ではあるわけでございますので、そこらは国・県と今後協議して、安芸高田市としての考え方を理解し、またその補助金をいただきながら、人権問題を解決するような啓発教育を今後とも進めていければというふうに考えております。

それから、産業としてのごみの関係でございますが、これは市民部としてそこを主体性を持って、そういう事業を起こせるかどうか、また今、産廃業者でありますいろんな業者が大きな問題を起こしておるようなこともありますので、これも公設民営とか、市が直接経営をするようなものにするとか、いろんな問題点があろうかと思っておりますし、こういうリサイクル施設をつくるためには、法的ないろんな許認可も要るわけでございますので、そこらは今後調査研究をしながら、また担当する部署等をどこに置くかということも決めながら、今後に向けて取り組んでまいればというふうに考えます。

以上です。

○川角委員長　答弁を終わります。

入本委員。

○入本委員　私が答弁者の指名をしなかったのが悪かったと思いますが、市長、お願いしたいと思います。同じ質問です。

○川角委員長　児玉市長。

○児玉市長　廃棄物のいろいろの産業があるわけでございます。それを市の産業として誘致する方法はないかと、こういうようなご質問であろうと思いますが、この問題については、私は慎重に対処しないと、安芸高田市内へ入ってきた廃棄物の処理がうまくできてから5、6年はよいですが、やっぱり施設が老朽化してくると、いろいろの問題を起こしておると。最近、非常にいい施設だということで、旧山県郡に入ってきた施設、まだ2年ぐらいしかたっておらんようでございますが、聞いてみますと、やはり問題が起こっておると、こういうことがありますので、産業としての措置は、我々も考えていかなければいけないと思いますが、将来のことも考えながら、これは慎重に対応していけないといけない問題であろうと

いうように考えております。

○川角委員長 答弁終わります。

ありますか、入本委員。

○入本委員 産廃と言えば、我々が非常に懸念しとった特環、下水です。下水は非常に毛嫌いしていたものが、今は、隣に建ってもいいような状況に、もう技術の革新で進んでいるという、やはり公共的なものがやらないと、どこかがやれる環境のものがそれを背負ってやらないと、やっぱりだれもが逃げていくから、ああいう不法投棄が出てくるという、やっぱり環境を整えるのは行政しかないんですよ。

そういう面では、やっぱり国の方も施策を利用して、ある程度これは産業に結びつけて、いい機会だと、税金になるという、産業の面から考えても、今からの施設というのは、非常に厳しい規定があるわけですから、取り組む施設とすれば、多分、私は今、企業誘致の担当である副市長、どっちかといえば、そっちの方に聞きたいんですが、あえて聞きませんが、そういうものだと私は思ってるわけです。

だから、やはり嫌がるものに取り組んで成功したときには、非常にメリットがあるという、産業にできるというものがあります。実際、我々も先進地で生ごみを肥料にしたり、可燃物を肥料にしたところもありますけど、やはりその一部は、そういう現場に行けばにおいますけど、ある程度、数メートル離れると、そういうにおいもないし、それから公共的にやっているわけですから、市民も当然理解が得られるという、それは行政であるということが確信がありますので、やはり早目にいい環境対策の予算を使って、産業にしてもらいたいというふうに思っております。

それから、人権の方の回答がありませんでしたが、人権なんかでも安全推進室なんかもできたわけです。それで、だんだん形態も変わって、今のように差別からいじめというふうに来てますし、かなりの、甲田では1,900が500件に減ったという、これまたわけのわからん数字で、非常に戸惑うような数字でもありますが、やはり全体を網羅してあげるのが私は人権だと思うんですよ。やっぱりそこらをするためには、担当課としても予算の4分の3が云々より、そうは言っても単独予算として単独補助金とかいうのがここに書いてありますよね。そういうところを見たら、どの部分の金が4分の3来て、どの部分が単独になっているのかがわからないですけど、目先より、やはり今起きてる問題を、安芸高田市でなくすという意味で、非常に大切なことなので、いつもこういうテーブルで問題になるより、やっぱりこのたびの機構改革の中でいいアイデアを出すという方向性を示した事務分掌を変えていくという方向性を示してもらえるかももらえないか、その点について、市長さん、お願いします。

○川角委員長 児玉市長。

○児玉市長 今、入本委員がおっしゃるとおり、いろいろなところで相談業務とか、弁護士相談とかやっておるわけでございます。したがって、私もそのこ

とは思っておりますが、やっぱりこの連携をしながらやってくる。安全推進室もありますし、それから生活相談、教育相談、そういう窓口もあるわけでございます。そういう窓口と絶えず連携をとりながら、それぞれの組織がそれぞれやるということでなしに、全く入本委員おっしゃるとおりで、今後、そういう関係部署との連絡調整を十分やっていく必要があるというように思いますので、今後、そういう方向で対応していきたいと思います。

○川角委員長 入本委員。

○入本委員 ことは、だから今のように、この予算の資料を見ますと、人権推進室と人権推進課ですか、それと人権関係と単独行動もあれば、統一行動もあるような、そういうばらばらな方向性で行くという、わかりやすく言ったら、そうなんです、それで、そういうふうな理解の予算づけでよろしいでしょうか。

○川角委員長 答弁を求めます。

児玉市長。

○児玉市長 予算はそれぞれの部署へつけておるわけでございますが、問題はやはり連絡調整が庁内でうまくいくようにしていきたいと、こういうことを考えております。

○川角委員長 ここで14時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時00分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに質疑ございますか。

明木委員。

○明木委員 先ほど聞けばよろしかったんですけど、済みません、前後しますけど。

先ほど税務課長のところで、目標値を聞いたときに、18年度は19%ぐらいだということで、19年度、目標値を26%、平均持っていくということで、目標値を設定されています。19から26に上げるということは非常に、高い目標値だと思います。それで、今、私の方で把握している体制では、4人体制ではないかなと思うんですけど、実働できる体制としては、そんな4人で、全員でできるのかどうかというのはわかりませんが、非常にそれは厳しいのではないかと思います。そのあたり、対策本部長である副市長にお聞きしますが、この辺の対応についてどのように考えているのか、お伺いします。

○川角委員長 答弁を求めます。

増元副市長。

○増元副市長 これまでもご指摘をいただいておりますとおり、滞納整理につきましては強化をしていきたいということで、私もそのことで答弁もさせていただいておりますし、現場等も職員も含めまして頑張ってくれておると

いうこととございます。

現在、4名体制ということとございます。対策本部長の立場から言いますと、強化をして取り組んでいきたいというふうに思いますけれども、ご承知のとおり、22名の職員がやめていく。職員が減り、仕事はふえるという全体の状況の中で、それぞれの、ほかにも重点的に取り組まなければならない問題も多々あるわけとございますので、全体のバランスの中で調整をしていきたいと、市長とも相談をしてやっていきたいと思っております。

○川角委員長 そのほか、質疑ございますか。

熊高委員。

○熊高委員 まず1点、市民部は市民の直接の窓口になる部分が一番多いんですね。冒頭の部長か課長さんのあいさつの中で、対応を親切にしていこうというふうなお話があったと思いますが、今回、施政方針の中にも時間外で対応するというようなことも出ておりましたね。そういった観点で、どういった市民サービスを向上させるために行うのか、まず、その点をお伺いしたいと思います。

○川角委員長 答弁を求めます。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後2時19分 休憩

午後2時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長 休憩を閉じて、再開をいたします。

答弁を求めます。

杉山市民部長。

○杉山市民部長 熊高議員さんの質問でございますが、窓口対応は親切丁寧に今もやっておるわけとございまして、市民からの批判を受けないようにというのがモットーとございます。

今、新年度で考えております窓口業務の対応でございますが、週1回、金曜日に2時間延長をするという案を今、考えており、その対応について市民生活課の関係の戸籍、印鑑証明、住民票等につきまして、限定ではございますが、そういう体制を時間延長ということで、市民のサービス向上に努めてまいりたいというふうに今、検討をしております。

どういう人事体制でとか、どういう種類をやるかというのは、担当の課長から、もうちょっと詳しい説明をさせていただきます。

○川角委員長 佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長 その2時間の延長に対する人員配置の時間的なこととございますが、試案といたしましては、中とよく相談をしてみますが、今は、時差出勤等でその対応を行っていきたく思います。また、今、平日の12時から1時までの休憩時間につきましても、当番制におきまして対応している

ところでございますが、これともまた併用して行っていけばという考え方をしております。

以上です。

○川角委員長 答弁を終わります。

続いて、熊高委員。

○熊高委員 市民のサービスにつながるように、一步前進するという取り組みだと思えますけれども、もっと先で言えば、日曜日とか、そういうときに、いわゆるここら辺で言えば、夢タウンのようなところに窓口を開設するとか、そういったいろいろ全国的な取り組みをされている事例もありますが、そこらはそれぞれ、安芸高田市ですから、おいおいにやっていくでしょうけども、三次あるいは庄原、県北に今、3市ありますが、そこらの窓口対応と比較して、安芸高田市がいいのか悪いのか、それは現場に行ってみないとわからないと思います。だから、市民のサービス向上で、市民から苦情が出ないようにするためにということですが、そこらは現場に実際行かれて、安芸高田市と比べてどうだったかというのを体験されたようなことがありますか。あるいは、金曜日の2時間というのが、市民のニーズに、そういうニーズがあったのかどうか。ただ、内部的にそういうふうにやってみようということなのかどうか。金曜日というのがいいというふうな検討をされたと思いますけれども、そこらの検討内容をもう少しお知らせいただきたいと思います。

○川角委員長 答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長 県下におきまして、曜日の延長受付というのをやってらっしゃるのは、今、三次市さんが行っておられます。三次市さんの中でも、実際は1階のフロアの中でやっておられるわけですが、同じように住民票、印鑑証明という形の、そこで発行・証明できるものに限定されて対応されております。

それから、私どもも実は、ほかのインターネットのホームページ上でいろいろ調べさせていただきまして、どういうところがやっておられるかということで、出雲市とか、三鷹市というところを見させていただいた経緯がございます。三次市におきましては、その室長さんとよく話をさせていただきまして、三次市の今後の考え方とか、今の現状という形のものをお聞きしております。

また、毎日ではございませんが、1回ほど、ある業務に行きまして、その対応というのを実際に聞かせてもらったということでございます。その中で、やはりいろいろうちの中で調べたときでも、月・火・水・木で今年の6月まで、4、5、6を調べたときに、やはりどの日が一番多いかということは、まちまちでございます。その中で、市民の方が本当に必要なときは何かといたら、やっぱり土・日にそういう印鑑証明とか住民票を使いたいのが、一番のご要望ではないかと。月曜日につきましては、月曜日以降金曜日までに使えるものを月曜日に優先的に取ってお

られるのではないかと、そういうふうな考え方をいたしまして、住民の方がいろんな形で使えるところは、やっぱり土・日であったら金曜日にその日を考えていくのがベターではないかという考え方をしております。以上です。

○川角委員長

熊高委員。

○熊高委員

いろいろ検討されているということですから、また実施しながら、十分住民のニーズをとらえながら、変えるところは変えながらやっていただきたいと思いますし、もう一つは、庄原、三次市の窓口対応と比べてどうかという、自己評価をしたのかどうかというのも一つありましたが、そこらももう少し答えていただきたいと思いますし、もう1点、次に行きますけども、今のはまた後、答えてください。

もう1点は、さっき水質検査のことで少し出ておりましたが、ごみの処理の関係も含めて、いろいろ意見が出ておりました。いわゆるその吉田のごみ処理の問題が出ておりましたね。EPAですか、名前が変わっておるようですが、けさ、ちょうど通ってくるときに、非常にバックフォーとかでごみを動かしておりましたが、久しぶりに動くのを見た気がしましたが、そこらの動きというのは、市民に心配をかけないような方向になりつつあるのか。それに関連して、今の水質ですよ。以前、検査をしたということだったのですが、継続的にするような予算を組んでおるのかどうか。その点についてお伺いします。

○川角委員長

答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長

最初の庄原市、三次市との比較でございますが、庄原の方においては、まだそこまでの、課長さんにお聞きしましたが、その分についてはまだ話をしてないということでございました。三次市との比較とですが、今、私どもが考えていることにつきましては、何ら三次市と遜色ないだろうという考え方をしております。これを実施した場合につきましては、またいろいろなやり方、またいろんなものがまだ考えていかななくてはならないだろうと思っておりますから、漠然と言いますか、住民票、印鑑証明という形の分で考えておりますが、まだほかに考えられるものがあれば、その中で随時、また考えていけばというふうに思っております。

それから、ごみ処理、昔の安芸美土里産業、現在は看板について、EPAと書いてございます。これで今、広島県の処分も2カ月ほど延長しまして、持ち出しだけはやりなさいと、あとの、入れたり、そうすることはいけませんという形で今、延び延びとして、今、延長で6回か7回ぐらいになっていると思います。最近、ちょっと搬出の方が大型で、出ております。ということは、当初の会社の方が全部撤去しますということが何らかの形で、自己の責任においてなされていっているのではないかと思っております。

EPAというものにつきましては、これは名前が変わったときに、実は県とも協議をしましたが、その産業廃棄物中間処理の許可を与えて

いるのは、安芸美土里産業という会社でございます。EPAというのは、その株主という形でございます。その安芸美土里産業というのがEPAと変えてもいいのかと、それはどういふことがあるのかということにつきまして、県は、その安芸美土里産業が、ただEPAという形で名前を表に出されるということについては、今、法的には何も言えないんだと、許認可は、あくまでも安芸美土里産業に出しております。ですから、その安芸美土里産業という名前をどこかにわかるようにつけなさいという指導をされております。ですから、入り口に小さく、安芸美土里産業というのが多分入っていると思います。そのEPAの看板と、その安芸美土里産業のことにつきましては、今、ご説明したとおりでございます。

水質検査につきましては、前回、雨が降っているときに、そこから流れて出ているところを、実は2日ほど、3カ所で検査したものをお配りしております。今回につきましては、その水質調査を行うという予算化はしておりません。県が行うようにしておりますので、市で行うようには、予算化はしておりません。

○川角委員長 熊高委員。

○熊高委員 窓口業務については、新しく金曜日にやる分をどういふというのは、さっき聞いたので、現状の窓口サービスが市民の皆さんに満足をしていただいておりますかということですね。市民の方は非常に熱心な方がいらっしゃって、三次に行ってみたり、庄原に行ってみたり、安芸高田市に来て、安芸高田市の市民ですよ、非常に安芸高田市は優しくないというふうな話を言われるので、現状のサービスがどうかという、その比較をしたときに、認識としてどうなのかと。だから、現状、三次の方に行ったりして、安芸高田市の窓口とどうなのかというところを感じ取られたのかどうかという点です。

そういった点で言えば、その窓口業務を含めて、職員にサービス業としての職員の研修とか、そういったものをどういふふうにポイントを置いてやっておられるのかなというところまで聞きたかったわけですが、その辺についての再度、状況を質問させていただきます。

○川角委員長 答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長 私どもといたしましては、精いっぱい親切に対応するという形では接しておりますが、やはりそれを判断されるのは、市民の方でございます。その市民の方が本当に優しくない、言葉的にも優しくない、対応も長いと言われましたら、それは、私どもは真摯に受け取って、それをまた改善していかなくてはならないと思います。

それに対する、今の教育研修的なものにつきましては、現在では、対応はしてないのが事実でございます。実は、いろんな苦情とか何とかあったものを、すべてのところで共有しようという形では、今、進めておりますが、直接の接遇的な研修というのは、今、まだ対応されてないという段階でございます。

それと、三次市との、私が行ったときに、私が一番目についてしたことというのは、私事になりますが、室長が先頭を切って対応されているということを見させていただきまして、自分の身に置きかえたときに、私的にはやはり劣っていると、自分はそこで判断をしておる状態でございます。

以上です。

○川角委員長

熊高委員。

○熊高委員

だから、余り現状認識としては、市民の立場に立って、不平不満が出ているという感じを受けてないということなんでしょうから、市民にはそういう声もあるということで、以前、そういう窓口業務については、アンケートをとればというような話もあったと思うんです。そこらが余りやったような気配もないというふうに思いますし、市民サービスの窓口の研修もしてないということであれば、現状で我々はいいいんだというふうな認識だから、何もしなくていいという結果だと思うんです。

だから、そこらは予算化がしてあるのかないのかわかりませんが、時間を延長して、窓口を設ければいいというのがサービスじゃないというふうに思うんです。やっぱり総合的なサービスというのを、あり方をもう少し考えるべきではないかなという観点から、副市長、頭を振っていただいておりますので、ご答弁いただきたいと思います。

○川角委員長

増元副市長。

○増元副市長

このことにつきましては、もう合併以来から、職員の意識改革というふうな研修会を何回やりましたとか、そういうことではないだろうと、まず、現場における日々の職員の自覚と言いましょか、みずからが問題意識を持ってやらざるを得ないということで、取り組まさせていただいております。

三次等においても、窓口業務、他の銀行であるとか、農協であるとか、郵便局であるとか、警察であるとか、そこらの比較の話がどうしても出てくるわけでありまして、じゃあ、市役所はどうかという観点の中から、三次等においては、市民の皆さんにアンケート用紙に回答していただくという事例を、提示をしていただいたこともございます。それは、行政評価、事務評価をやっていこうという中では、そういうアンケートも一つの指標として取り組んでみようということは、現場の課長さんなり、話をしておりますので、19年度の取り組みにさせていただきたいと思っておりますし、窓口だけではなく、市民に対する職員のありようというのは、もう少し体系的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○川角委員長

熊高委員。

○熊高委員

19年度にやるのが非常に多いですね。全部19年度、19年度ですから、3年間の荷物がいっぱい19年度に、背負われるようですが、これ以上するときりがないので、5時までかかりそうなのでしませんが、職員の意識改革ということが、あらゆる場面で出てきますが、職員の意識改

革をするためには、この間も言いましたが、トップの意識改革、トップの指揮命令系統がどうなのかというところから、やっぱりすべきだと思うんですね。

だから、そこらを含めて、やはり本当に市民が満足するサービスというのはどうなのかというところをしっかりと検討いただくということで要望しておきます。

水質検査については、市はしないと、県がするというのですが、県はどの程度の頻度でやって、市にどういう報告をするのか、あるいは権限移譲の関係も今後出てくるという話が、さっきありましたが、こういった関係での権限移譲というのはどういった方向になるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○川角委員長 答弁求めます。

佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長 広島県の方が、その水質調査をやる頻度というのは、ちょっと今、聞いておりません。去年は1回ほどやられております。その内容については、私どもの方にすべて開示をしていただいております。

それと、権限移譲におきましては、ことしから入る分につきましてはの権限移譲というのは、経由事務と言いまして、いろんな法令にのっとって、その施設で必要な分の届け出をまず受けて、それを経由するということがありまして、今、県がやっております水質調査についての移譲というのは、入っておりません。

以上です。

○川角委員長 熊高委員。

○熊高委員 県の権限で許可をした施設ですから、最終的には県に責任があるということでしょうが、市民の安心安全を守るのは、市の責任ですから、県民であると同時に市民でありますからね、周辺の人。河川のいろいろ利用するのも市民でありますから、しっかり県と連携をして、やっぱり安心の状況があるのかないのかというのを常に情報開示をすべきではないかと思いますので、そこらを要望しておきます。

3点目に、税務課長にお伺いしますが、予算書の11ページにたばこ税の関係が、多少ふえているということですが、これは税の改正上だということですが、本数的に、数量的にどういう移り変わりになっていくように推測をされて、このたばこ税を計上されたのか、お伺いします。

○川角委員長 山本税務課長。

○山本税務課長 本数的に計算したのではなく、7月以降の収納状況を参考にして、年間平均を出したりして、このぐらいい入るだろうというので積算をさせてもらい、前年度と比較して、それ相当の増額を見たということで計算しています。本数では計算していません。

○川角委員長 熊高委員。

○熊高委員 市の組織は、たばこを吸ってもらって、税金を取らなければいけないところもあるし、たばこを吸わないようにといて、福祉保健部で健康

を守らなければいけないという立場もあります。そこらの連携は、どう
いうふうにとっておられますか。

○川角委員長 答弁求めます。

山本税務課長。

○山本税務課長 反対側では、たばこを吸わずに健康を維持しようというのを、運動を
一生懸命にやられまして、そこらでどうかという協議をしたということ
はありません。我々は税で、たばこ税の収入があるという範囲で啓発は
なるべく控え目に、入るものは入ると、こういう形でやらせております。

○川角委員長 熊高委員。

○熊高委員 それを聞いて安心しました。

次に、説明書の11ページに、ごみの関係もありますが、市民生活課の
関係の衛生管理費のところ、先ほど隣の松村委員さんも少し言われて
おりましたが、3Rという取り組みをするという形の中で、芸北広域環
境施設組合が基本的にはごみの処理の関係をやっておるといことで、
私もその議員になってますので、状況は知っておりますが、やはり芸
北広域きれいセンターに全部任せるといことでもいけないと思うん
です。基本的には、政策というのは、市としてやった、そのことが北広
島町との関係もありますけども、方針として反映されるというのが本来
の姿だと思うんです。

そういった意味で、市のそういった方針というのをしっかり芸北広域
に反映するというのが大事だろうと思いますし、ちょうど先ほども言わ
れましたように、10カ年の検討委員会というのを立ち上げて、先般、2
回目がやられましたね。2回目、ちょうど私、傍聴に行きたかったので
すが、議会中であつたので行けませんでしたが、佐々木課長も委員にな
っておられるので、2回目の状況を踏まえて、どういった方向になりそ
うなのかと、市の方針とそこらが合っていくのか、19年度の方針あたり
と合っていくのか、その辺のことを少し報告願いたいと思います。

○川角委員長 佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長 2回目のごみ処理検討委員会は、2月28日に芸北広域きれいセンターの
会議室で行われております。その中で、話されたことというのをかいつ
まんで要点説明させていただきますが、処理及びリサイクルの方法につ
いてというお話を、それは芸北広域きれいセンターが行っておられるこ
とを現場で見ていただいておりますという形でございます。

ごみ処理業務における課題という形で、きれいセンターの行っていら
っしゃる業務の中でこういうことは、気をつけてもらいたいというふう
なことがありました。

それから、そういう中でごみ処理の状況、経費等の説明をされ、それ
から運び込まれるごみの質の調査の結果も報告されております。

それから、同じ、そこにいらっしゃいます北広島町の、これは大朝の
方がおられましたが、そこでNPOとして食廃油の回収リサイクルの活
動をされておるとい形で、いろんな説明がございました。

要点的に、今後の方向性と言いますと、いろんな話がございまして、それをみんなが理解しながらやっていくという形で、ここの2回目にありましたごみの分別リサイクルとか、ごみ袋についての検討というのは、次回に持ち越されております。

その中で、まず、皆さんがお話になっていたことで、私が残っておる分につきましては、やはり一番、ある方が言われたんですが、今のごみ処理というのは、ごみを出た結果として皆さん、私たちも全部検討しながら、そのごみ処理をどうするかというよりも、それとプラスに、ごみとなるものなのか、ごみなんだろうかと、その結果の前の各家庭のごみに対する意識というものをもう少し考えていくべきではないだろうかとというようなご意見も出ました。また、そのリサイクル活動についての思いというの、いろんなところの団体の方がおっしゃっていました。これが大体、私がメモしている要点でございます。

私どもが先ほど言いましたように、19年度の私たちの方も、先ほど言いましたように、ごみの減量化、それと今出てくるごみというものをもう一度考えていくために、やっぱり3R運動をある程度展開すべきではないだろうかと考えておりますので、やはりその思いも、地域から訪問された方々が、皆さんが思っていることが、やはりごみというのは、自分のこととしての判断として考えていくべきではないかというのが私はその場で思いました。

ですから、そういうごみ処理委員会の考え方、それから意見等も、私どものやはり参考にさせていただいて、いろいろまた施策のいいものがあれば、その中で吸い上げていかせていただきたいと思っておりますし、またそれによって非常に役に立つということがございますので、それをまた、それ以上に細かくできるものがあれば、対応させていかせていただければと思っております。

以上です。

○川角委員長

熊高委員。

○熊高委員

状況は随分わかりました。市の19年度の方針とも合うような方向で議論もされておるといような、課長の認識だと思いますし、課長も委員として出ておられるので、市の方針をしっかりとリードするような発言もされながら、しっかりとやっていただきたいと思っております。安芸高田市から出た委員さん、1回目は1名欠席でありましたが、全員、2回目は出席だったでしょうかね。その皆さんも、市のそういった方向に合うような発言なりがされておるといような理解を持たれておるかどうかという、その辺についても、もう一度お聞きしたいと思っております。

○川角委員長

答弁求めます。

佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長

第2回目の出席につきましては、安芸高田市の委員さんは全員出席でございました。欠席は、北広島町の委員さんが1名ほど欠席をされております。

2回目につきましては、今の芸北広域の現状と認識、それから各委員さんの思いというのが、かなり先行しておりましたので、2回目につきましては、私はちょっと答弁をしておりませんが、先ほど言いましたように、やはりありがたく、自分のものとして考えていただいているという認識は、私個人はしております。

以上です。

○川角委員長

熊高委員。

○熊高委員

次に、その下に火葬場の一般管理費からそれぞれ市内の火葬場についての予算が出ておりますが、これは葬斎場については今、特別委員会で検討しておりますので、その中身に触れるということはありませんが、きのう、ちょうど財政計画が出ましたね。中間ということでしたが、その中で少し事業内容をお聞きしたら、21年度の予定で予算が膨らんでいたということですが、その建設の時期に関係して、甲田町で火葬中に事故があったというのは、去年でしたかね、おとしでしたかね。そういうような状況もありますが、その後の状況というのがどうなのかということと、私が何が言いたいのかというのは、そういった状況の中で、建設時期がいつになるのかということが非常に関連をしてくるのではないかなという気がしますので、そこらの現状と新しく建設する時期、そこらについての担当者としての認識はどうなのかというところを1点、お聞きしたいと思います。

○川角委員長

答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長

まずは、現状について報告をさせていただきます。

現状につきましては、16年度、17年度でいろいろ火葬に関して、市民の方に大変ご迷惑をかけた事案がございました。それ以後、それなりの対応につきましては、4カ所ですべて同じようなことが、1カ所起きた問題が二度と次いで起こらないという形のもので、内部的にも調整させていただきましたし、その後、もし事故があったときにどうするかという対応も、職員を含めましてフォロー体制というのはとっております。それによりまして、途中でとまったとかいうようなものにつきましては苦情は、今のところ、ございませんが、毎年補修する経費というのは、かかってきております。

それと、私が現状と言いますか、その4施設の稼働率を、毎日の集計をとりながらしましたが、その分もなかなか50%までの稼働率は、日ごとにはいってないというのが現状でございます。

補修費につきましては、17年度、18年度におきましてもかかっていると、必ず炉の補修というのが、各施設において発生しておるという状態でございます。なるべく早い時期に、次の火葬場についてのめどができればと、私どもの現場の担当の方では思っておるところでございます。

以上です。

○川角委員長

熊高委員。

○熊高委員 いろいろ手当をしながら、どうにかこうにかやっているという状況だと思いますし、21年度が財政計画ではなっておるということですが、できるだけ早い方がいいというのは、担当者としては思いがあらうというふうに思いますが、そこできのうもそういったところを聞きましたが、委員長、これ、お願いですが、きのう出していただいた中間の財政計画ですよね。これの数字は、個々に聞けばわかりますが、当然、そういう積算の根拠、積み上げの根拠があらうと思いますので、そこらの内訳書のあらましでいいですから、資料として提出をいただいておけば、そこらの理解が十分できますが、いかがでしょうか。

○川角委員長 きのうの内訳書の。

○熊高委員 だから、この、きのう出た財政計画の中間の分の一番後ろに表がありますよね。この数字が出るとということは、積み上げた根拠があるはずでしょう。だから、その辺の、あらましのもの、中間ですから、出てないと思いますから、その中身については、この文書でいろいろ書いてありますよね。だから、そこら辺の数字があって、この数字が出てきているわけですから、それをいただいておけば、私も夕べ、それこそ3時まで見ましたが、よくわかりませんでした。だから、ぜひともわかりやすくしておいていただければ、そんな苦勞をしなくても済みますので、ひとつよろしく願います。

○川角委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時54分 休憩

午後2時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長 それでは、再開をいたします。

今、熊高委員の方から、きのう出ました推計の中で、これにまつわる積み上げの資料ということを要求されたわけですが、皆さん、これについて異議ありませんか。

〔異議なし〕

○川角委員長 異議なしということでございますので、執行部の方へ要求をいたします。

○金行委員 異議はないんですが、中間って、ほとんど数字は変わらないと見てもいいですか。中間なので、またすぐに。

○川角委員長 再開しましたので、質問ならひとつ、手を上げて。
金行委員。

○金行委員 ある程度の根拠があって出るとは思いますが、今、これ、中間ということで、出されておりますので、すぐまた中間ではない、本物が出るのなら、それで締めてもらいたいですけど、すぐ出て、またすぐ出ると、数字がある程度、根拠を出されてのものなら、それでいいですが、今回の委員会ですぐ出しなさいということで出したものだから、余り根拠ないものを出してもらっても、また悩むから、そこらをよく吟味して出し

てください。終わります。

○川角委員長 ただいまの質問に答弁願います。
新川総務部長。

○新川総務部長 ご理解をいただきたいのですが、先日もちょっとご説明をし、現在、説明させていただきましたように、マイナス部分の6億なり7億の財源不足が出ているわけです。これを財政推計をしますと、歳入歳出プラスマイナス、ゼロにしないではいけない。その作業が時間を要するという意味を持っております。

だから、先ほど資料提出の中身につきましては、その事業をどのようにまだ検索するかということが大きな作業になってきます。そういうことで、できれば先ほど言いましたように、大変申しわけないですが、今後のそうした5カ年の中の主要的な、大きなプロジェクト的な事業をできれば書かせていただいて、細かい積み上げの分については、もう全体的な形は変わってくると思います。その6億、7億の財源不足をどのようにしてはめていくかということにかかってくると思いますので、できれば先ほど来出ておりました大きいプロジェクトの火葬場とか、できればそういう方法で出ささせていただきたいと思いますが。

先ほどご指摘がありましたように、またこの資料を出して、また違っても、また申しわけございませんので、できれば最終的な形のもので整理をしていきたいと思っておりますので。

○川角委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時58分 休憩

午後2時59分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長 再開をいたします。

熊高委員。

○熊高委員 委員長、取り計らっていただいて、大変ありがとうございます。

中身については、今、部長が言われたように、中間ということで、そこまでのものはないですが、当然、また大きな事業として、し尿処理の分が出てきたりしますよね。これはまたあとの建設とか、福祉保健とか、いろんなところでまた関連してきますね。だから、あらましのものを知らせていただいておった方がよかろうということで、金行さん、心配されるように、際限なくということは、求めても出ませんから、その程度でいいと思いますし、当然、中間であるし、変わるというのは当然理解した上で、その中身を知っておきたいと。当然、まとめたら変わってくるというのを説明してもらえば理解できるわけですから、そういった意味でございまして、誤解のないように受けとめていただきたいというふうに思います。

○川角委員長 ほかに質疑。
熊高委員。

○熊高委員 次に、予算書の53ページに、先ほど来から人権会館のことをいろいろ議論をされておりましたが、私もいろんな同僚議員の言われることに、なるほどなという気持ちでうなずいて聞いておったんですが、ただ、旧6町の人権会館、あつたり、なかつたり、その運営内容というのも非常にばらつきがあるように思うんです。というのは、人権会館で、ただ人権のことを中心にという雰囲気じゃない中身も随分あるんだというふうに思うんです。

というのが、公民館的な役割も随分果たしております。そういった意味からすると、今度、支所の機能の改修と言うんですか、活用と言うんですか、そのために調査をするという予算もついておりますが、そのときに私も言いましたが、一体的に関連施設をすべて十分調査をしてほしいというようなことを言っておりますが、例えばこの間、高宮の人権会館を使いましたが、夜間にかなり使うことが多いんですね。踊りの練習をしたり、会議をしたり、日中も含めて書道をしたりとか、文化活動も随分多いんですね。そういったときに、夜間に使うときに、自動ドアが開かんというような、細かいことですが、あるんですね。

だから、ここらもやっぱり市民が、公民館的な役割で使うという部分も配慮した、しっかり調査をして、夜間でもやっぱり市民が使いやすいような状況にするとか、とにかく空いているところを市民が使うということしか、方向的には基本ではないというふうに私は思います。であれば、そういった関連施設も含めて、活用方針をしっかりとすることが大事ではないかという気がしますので、そういった観点で、調査をするつもりで、今回の予算を組んでいるのかどうかということがあります。

だから、この人権会館というものが出ていますので、そういった視点もあるのかどうか。その辺についてお聞きしたいと思います。

○川角委員長 答弁を求めます。

杉山市民部長。

○杉山市民部長 いろいろ拠点施設として利用されている各種団体があるわけですが、夜間に特に使われるということは、どの館もあるわけですが、その管理体制等の問題につきましては、やはりその館を管理していただいております職員さんとか、館長さんを含めて、今後、しっかりとその関係を協議しながら、そういう市民の皆さんに迷惑がかからないように、今後、やっていきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

○川角委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○川角委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終了いたします。

以上で、本日の審査の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日15日、午前10時から開会をいたします。

本日は、これにて散会をいたします。ご苦労さんでした。



午後3時03分 散会